

# 地域未来投資促進法の施行状況について (基本方針改定等による事業環境整備)

2023年3月22日

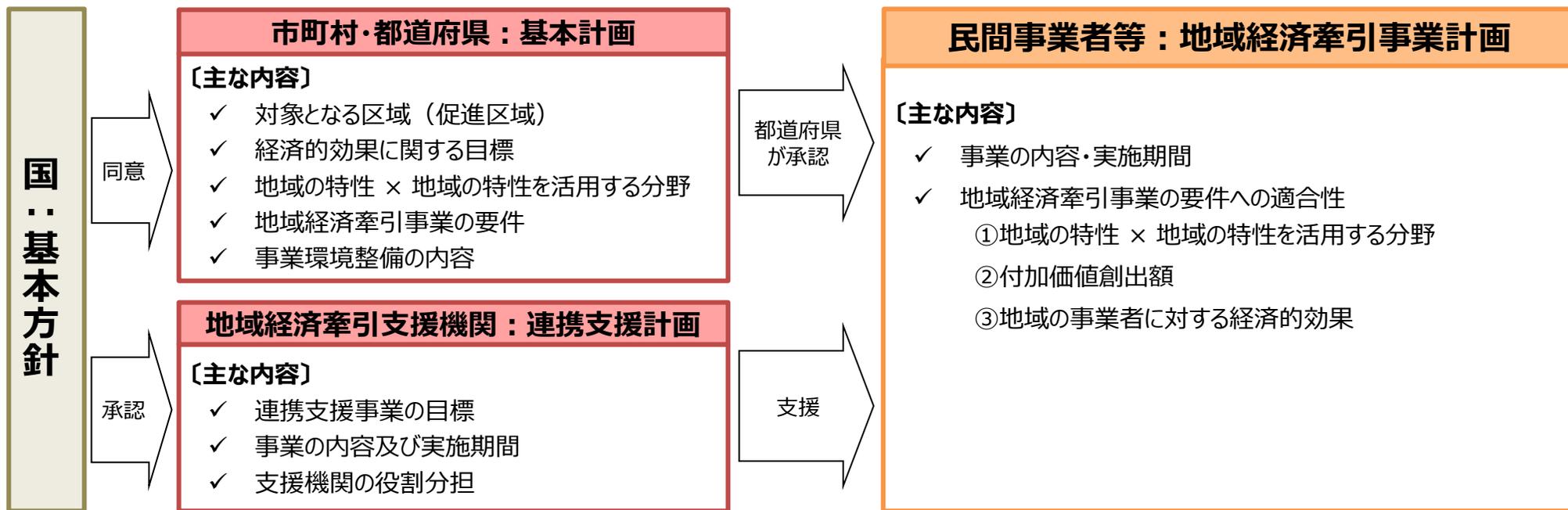
経済産業省  
地域経済産業グループ<sup>o</sup>

# 制度の概要

# 地域未来投資促進法（2017年7月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来投資促進法は、**地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進**するもの。
- 国の基本方針に基づき、**市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意**。同意された基本計画に基づき、**民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認**。
- 国の基本方針に基づき、**地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認**。



支援

①税制による支援措置 ②金融による支援措置 ③予算による支援措置 ④規制の特例措置 等

※地域未来投資促進法については、2017年改正附則第7条第1項において、法律の施行後5年（2022年7月）を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

# 地域未来投資促進法に関する主な支援措置

## ① 税制による支援措置

### ○ 地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、一定の条件を満たすと、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けられることができる。

### ○ 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合がある。

## ② 金融による支援措置

（注）制度を利用するためには、日本政策金融公庫等の個別審査が必要となる。

### ○ 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けられることができる。

### ○ 日本政策金融公庫による海外展開支援

- 特定事業者については、地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、海外子会社への直接貸付けや信用状の発行を受けられることができる。

### ○ 信用保証協会による債務保証

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けられることができる。

## ③ 予算による支援措置

### ○ 各種予算事業における重点支援

- 地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせた新たなビジネスモデルの構築を支援する「地域デジタルイノベーション促進事業」や、地域企業の社会課題解決に向けた取組を支援する「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業」等において、加算措置等を講じている。

### ○ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の申請上限の弾力化

- 地域経済牽引事業計画に関する事業について、各自治体がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付申請をする際には、申請上限件数を超える申請が可能となる。

## ④ 規制の特例措置

### ○ 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和される。

### ○ 農地転用／市街化調整区域の開発許可等の手続きに関する配慮

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けられることができる。また、一定の条件を満たした食品関連物流施設・植物工場・データセンター等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮を受けられることができる。

# 目次

## 第1部 地域未来投資促進法の施行状況

1. 地域未来投資促進法施行の成果
2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて
3. 土地利用調整の活用促進に向けて

## 第2部 今後の方向性（基本方針改定等による事業環境整備）

1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充
2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組

# **第1部**

## **地域未来投資促進法の施行状況**

# 1. 地域未来投資促進法施行の成果（基本計画の施行状況）

- 全国で**263件**の基本計画が同意されている。地域の特性として、「産業の集積」「インフラ」「観光資源」「特産物」、活用する分野として、「成長ものづくり」「観光・スポーツ・文化・まちづくり」「農林水産・地域商社」を掲げるものが多い。
- 基本計画には、対象となる区域を促進区域として定めることとなっている。全市区町村の91.7%の**1,597市区町村**に促進区域が設定されている。

各基本計画における地域の特性と活用する分野の設定状況

活用する分野 地域の特性	成長ものづくり	農林水産・ 地域商社	第4次 産業革命	観光・スポーツ・ 文化・まちづくり	環境・ エネルギー	ヘルスケア・ 教育サービス	その他	合計
産業の集積	245	2	41	3	9	23	12	335
観光資源	0	1	0	131	0	1	0	133
特産物	39	83	0	8	0	1	1	132
技術	43	3	13	0	10	6	3	78
人材	6	0	11	1	0	3	4	25
情報	0	0	0	0	0	2	0	2
インフラ	36	6	11	17	4	0	75	149
自然環境 (観光資源を除く)	2	5	0	5	27	2	1	42
その他	10	13	25	30	22	18	16	134
合計	381	113	101	195	72	56	112	1,030

(出典) 同意基本計画を基に経済産業省作成(2022年12月末時点)。

(注) 1つの基本計画において地域の特性と活用する分野の組み合わせが複数設定されている場合、全ての組み合わせを集計。

# (参考) 基本計画と促進区域の設定状況

● これまでに策定された基本計画（263件）の約6割は、**単独市区町村**を促進区域としている。

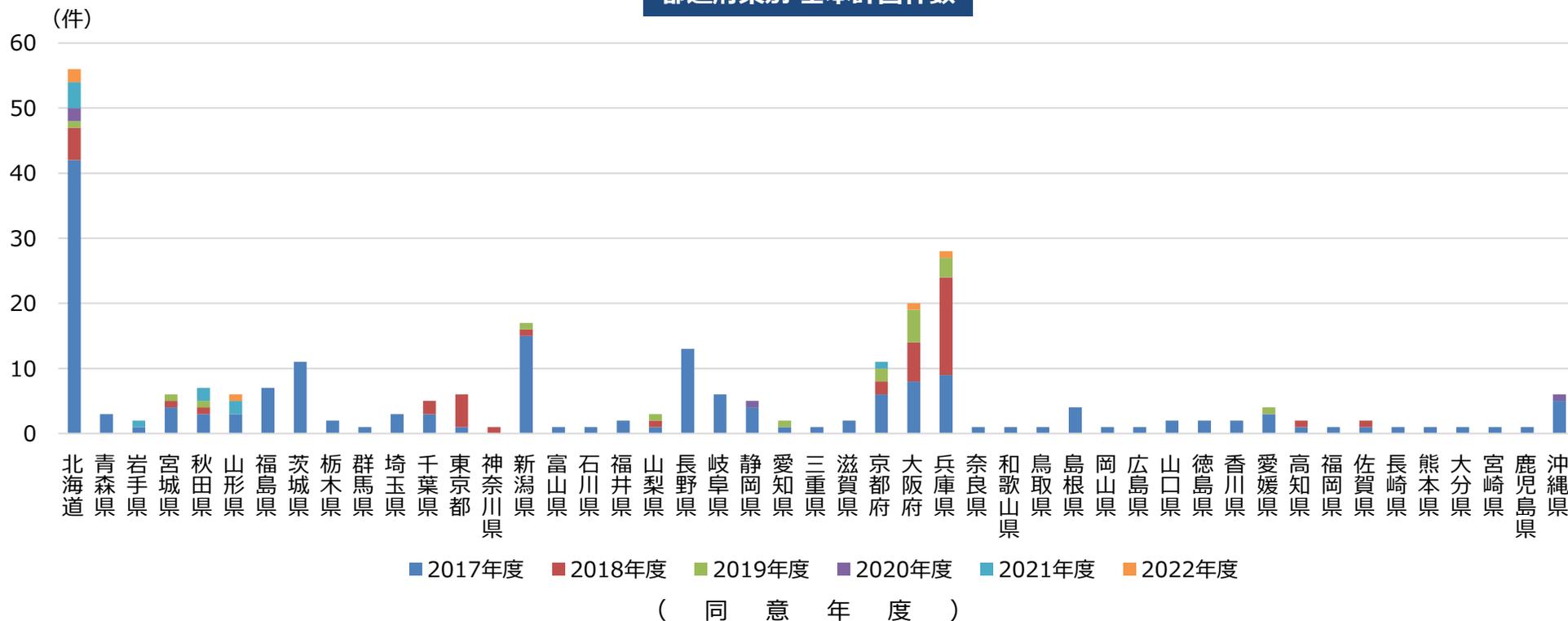
① **都道府県内全体**を促進区域とするもの : 57件（21.7%）

② **複数市町村**を促進区域とするもの（※）（①を除く。） : 45件（17.1%）

（※）茨城県、長野県、福島県等の14道府県において策定されている。

③ **単独市区町村**を促進区域とするもの : 161件（61.2%）

都道府県別 基本計画件数



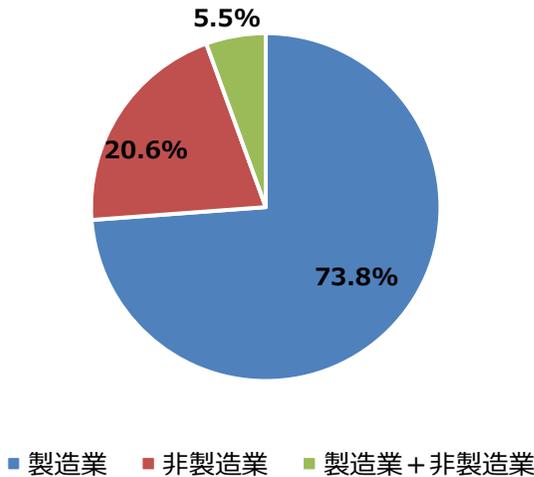
（出典）同意基本計画を基に経済産業省作成（2022年12月末時点）。

# 1. 地域未来投資促進法施行の成果（地域経済牽引事業計画の施行状況）

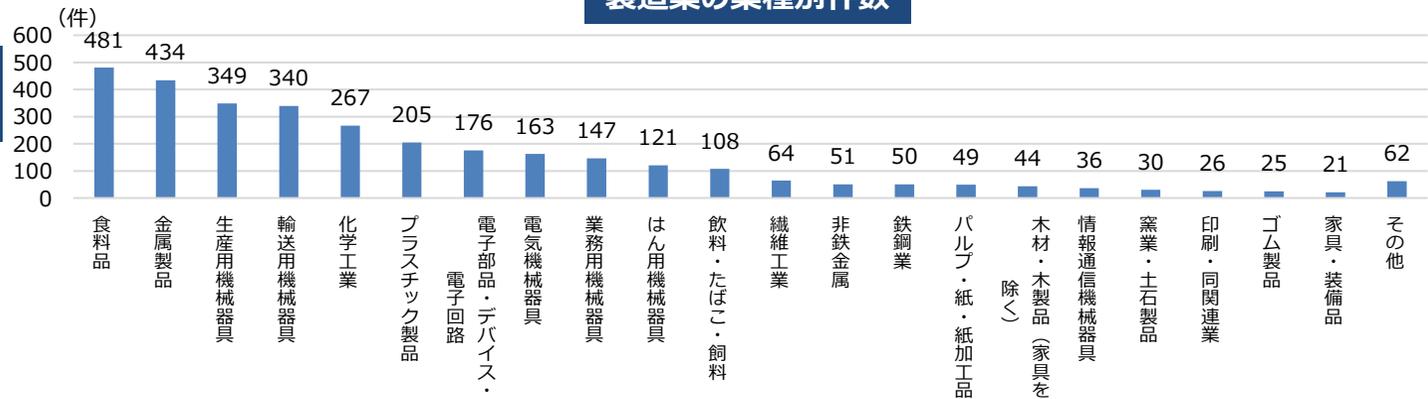
- 地域経済牽引事業計画は、全国で**3,633計画**。**製造業に関する事業計画が約8割**。製造業については、**食料品、金属製品、生産用機械器具、輸送用機械器具**、非製造業については、**運輸・郵便業、卸売業・小売業、宿泊、飲食サービス業**に関する事業計画が多い。
- **実施期間が終了した事業の付加価値創出額（平均）は、約1億円/年**（※）。基本方針の要件（各都道府県の一事業所当たりの付加価値額（概ね0.5億円/年））を上回っている。また、コロナ禍において経済活動が厳しい状況にある中、約半数の地域経済牽引事業者が域内調達額や雇用数を増加させる見込み。

（※）承認地域経済牽引事業者からの実施状況報告に基づき、事業最終年度の付加価値創出額から算出。

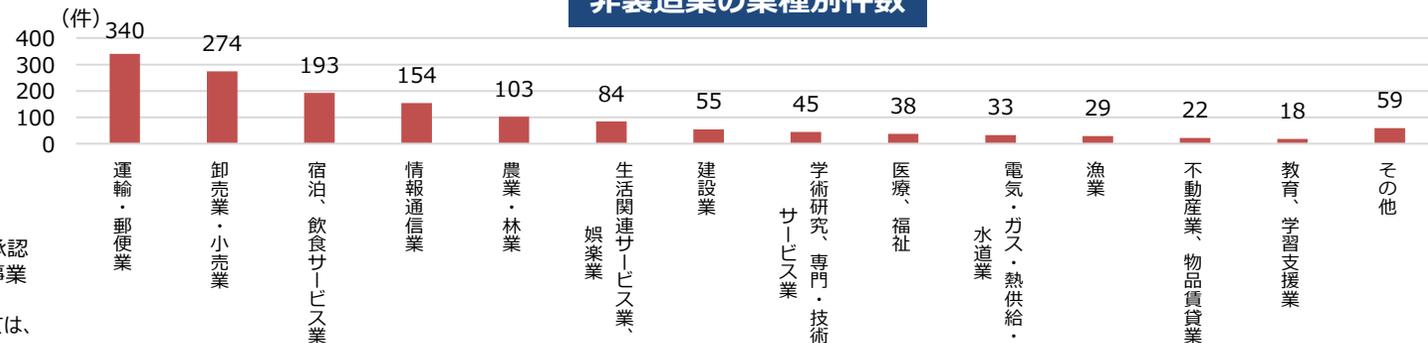
地域経済牽引事業計画の業種別構成  
(n=3,633)



製造業の業種別件数



非製造業の業種別件数



（出典）2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

（注）製造業及び非製造業の両業種が記載されていた計画については、「製造業 + 非製造業」に分類。

（出典）2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

（注）1事業計画に複数の業種を含む場合がある。

# (参考) 地域経済牽引事業計画の例：製造業、情報通信業

## 域内企業等の精密微細加工技術を活用した医療・ヘルスケア関連分野

### はん用機械器具製造業、長野県

(2018年10月承認)

#### ○ 企業概要

- 資本金：約1億円、従業員：約160名  
売上高：約30億円

#### ○ 事業概要

- 高度な精密加工技術が集積している諏訪地域において、半導体の製造工程や医療・医薬品分野で使用されるフィルターを製造。
- 国内においてはクリーンルーム内で使用するエアークンの約80%、歯科医療用のデンタルフィルターの約90%で同社の製品が利用されている。
- 半導体エレクトロニクス市場向けの中空糸膜フィルターの事業を拡大するとともに、成長市場の医療ヘルスケア分野に本格参入すべく、地域未来投資促進税制を活用し、新工場を建設。
- 本事業を通じて、約2億円の付加価値額を創出。雇用者数は約60名増加、域内の取引額は1.7倍増加。

## 地域の公設試と連携して実施するAIを活用したシステム及びITサービス事業

### 情報通信業、群馬県

(2019年12月承認)

#### ○ 企業概要

- 資本金：約3,000万円、従業員：約130名  
売上高：約20億円

#### ○ 事業概要

- 自動車部品製造業の生産管理システムや高校生・高校向け進学サポート・管理システムを開発。
- 地元の自動車関連企業とは、生産管理システムなどで40年来の取引。自動車用シートの品質管理のAI画像処理システムを群馬県立産業技術センターと連携して開発。地域未来投資促進税制を活用し、これらの事業を実施するためのオフィス新設、必要機器への投資を実施。
- 本事業を通じて、約6億円の付加価値額を創出。雇用者数は20名以上増加。
- また、検索機能などを充実させた高校生向け進学情報ポータルサイトを開発・運用。2022年12月より同ポータルサイトでは、大学進学後に所属学部で提供される授業以外の学びの機会を提供すべく、170以上の講座情報を掲載。さらに、中退防止機能を追加した学校向けシステムは全国の400校が利用。

# (参考) 地域経済牽引事業計画の例：農業、観光

## 有田みかんを活用した 6次産業における販売拡大事業

### 卸売業・小売業、和歌山県 (2018年1月承認)

#### ○ 企業概要

- 資本金：約1億円、従業員：約100名  
売上高：約12億円

#### ○ 事業概要

- 約450年続きみかんの大産地、和歌山県有田市で、有田みかんの生産・加工・販売といった6次産業を行う。
- 販路拡大に向けて、地域未来投資促進税制も活用し、コールセンターを新設、物流拠点を拡充。その際、クラウドシステムを導入し、受注から発送までの社内プロセスを効率化。
- 新社屋は内外装ともに近代的なデザインを施し、社員が働きやすい職務環境の充実を心がけた。こうした取組が8名の雇用増加や職員の定着率の向上につながった。



## 観光資源を活用した 農業・文化体験施設の事業拡充

### 宿泊、飲食サービス業、鳥取県 (2018年6月承認)

#### ○ 企業概要

- 資本金：約3,000万円、従業員：約200名  
売上高：非公表

#### ○ 事業概要

- 1994年に「大江ノ郷自然牧場」を創業し、「天美卵」の通販事業、スイーツ製造・飲食店運営など6次化を展開。
- 地域未来投資促進税制も活用し、農泊および農村文化体験宿泊施設「大江バレーステイ」を新設・開業（日本政策金融公庫の融資制度も活用）。農業体験プログラムは地元農家の収益源となっているほか、施設は地元住民の雇用創出につながっている。
- コロナ禍において、体験型事業が出来ないなど制約がある中、運営施設への来客数は減少したが、高単価メニューへの改善や通販事業の拡大などにより、約6.5億円の付加価値額を創出。



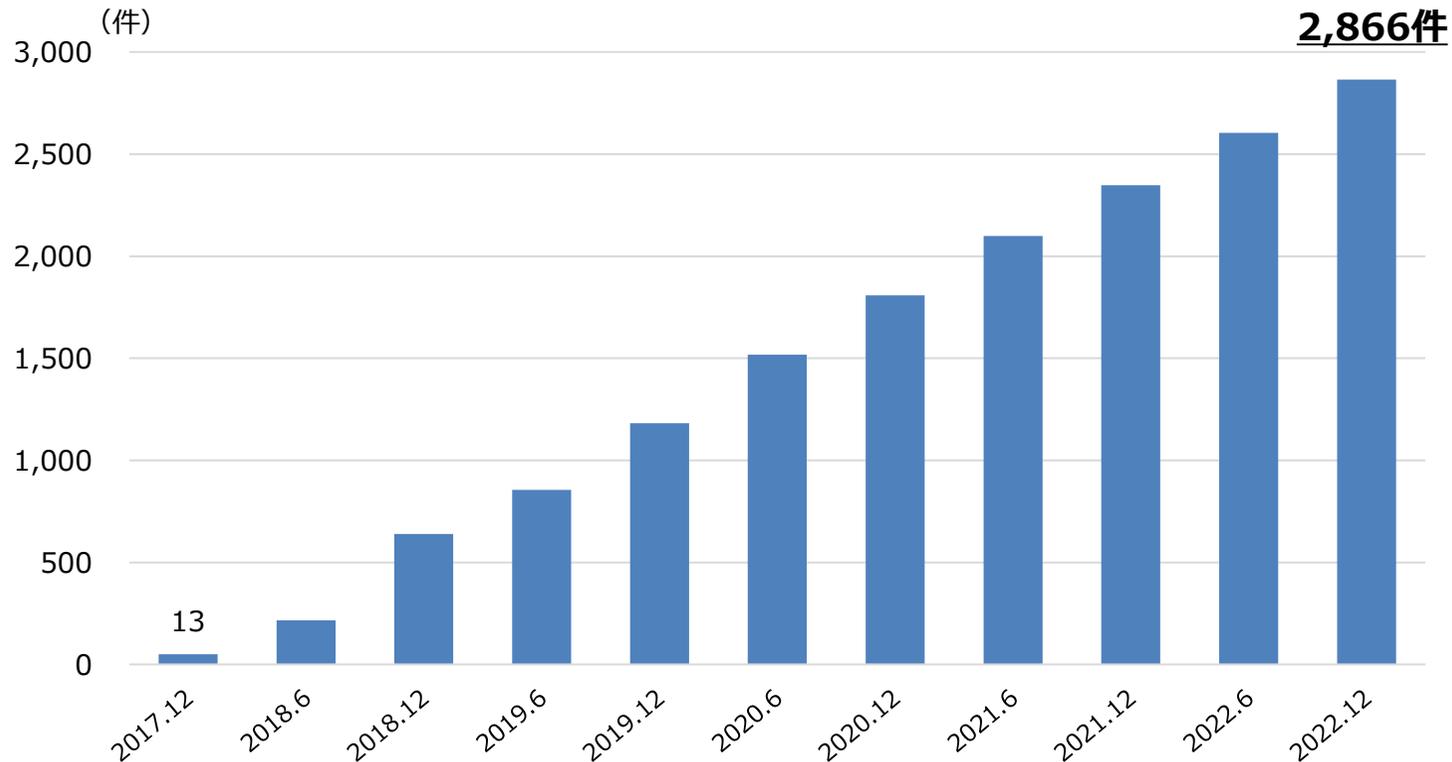
# 1. 地域未来投資促進法施行の成果（地域未来投資促進税制の活用状況）

● 地域未来投資促進税制等の適用を受けるため、**主務大臣による課税特例確認を受けた事業は2,866件。**

● これらの事業により見込まれる設備投資は、**総額約6.7兆円**（※）。

（※）主務大臣による課税特例の確認申請書に記載された減価償却資産の取得予定価額を集計。

課税特例の確認件数（累計）

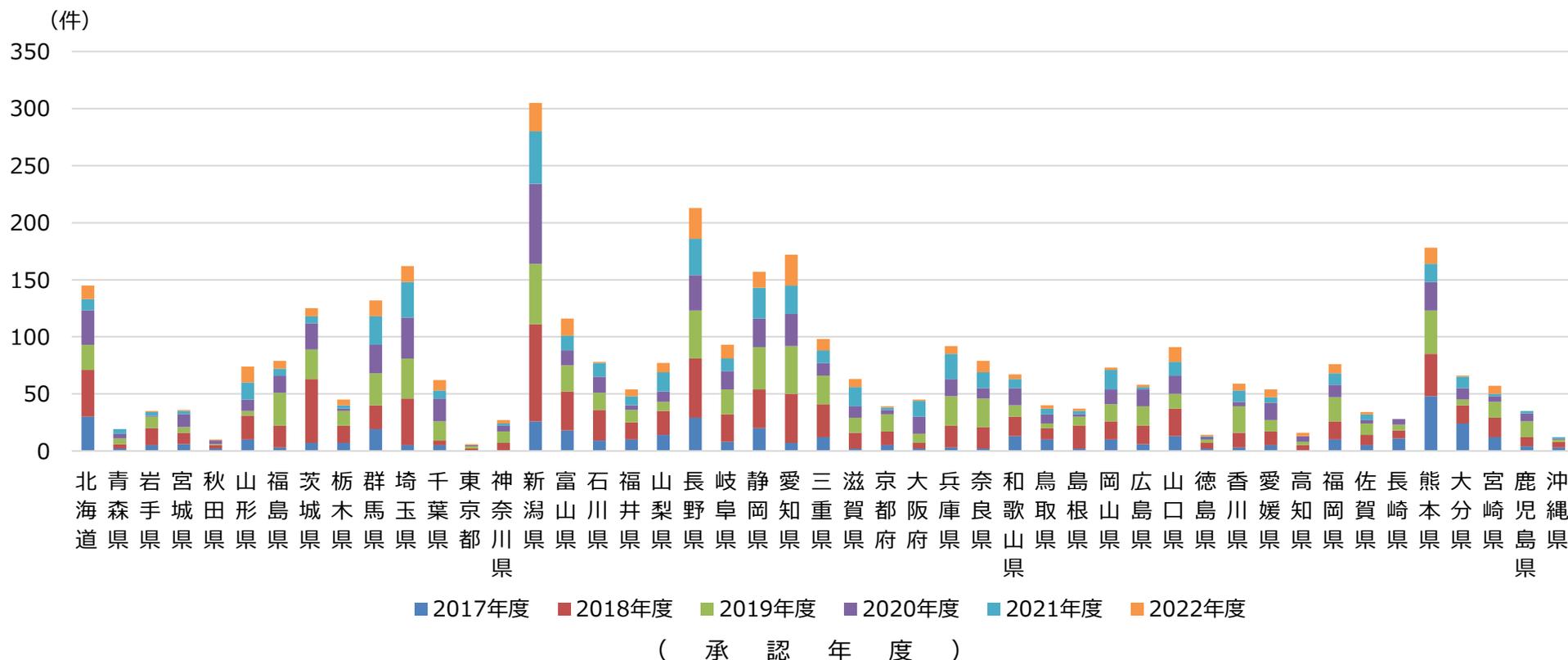


## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (都道府県別の地域経済牽引事業計画数)

- 新潟県（305件）・長野県（213件）の地域経済牽引事業計画は200件を越す一方、10件～20件にとどまる地域もあり、都道府県間の差が大きい。

各都道府県における地域経済牽引事業計画の承認件数

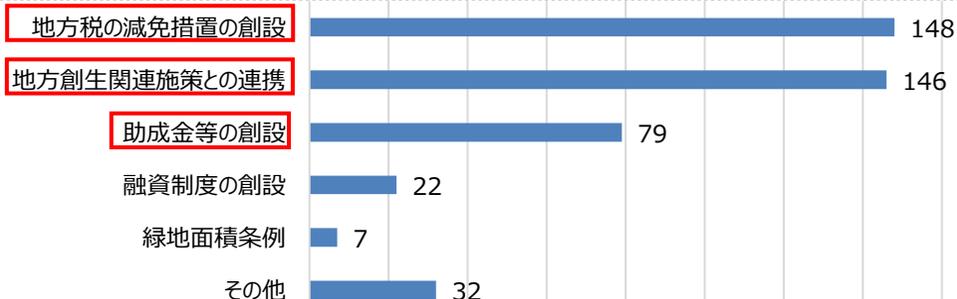


(出典) 2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

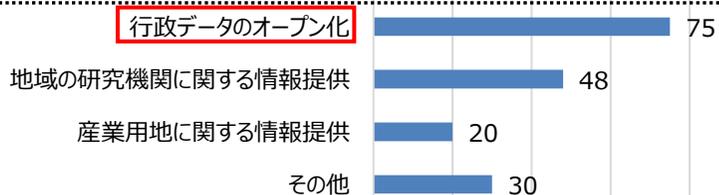
## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて（事業環境整備の項目）

- 基本方針において、地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に資する事業環境の整備について基本計画に記載することが求められている。
- 「地方税の減免措置の創設」「地方創生関連施策との連携」「助成金等の創設」「行政データのオープン化」「インフラ整備との連携」「人材育成支援」等を記載する基本計画が多い。

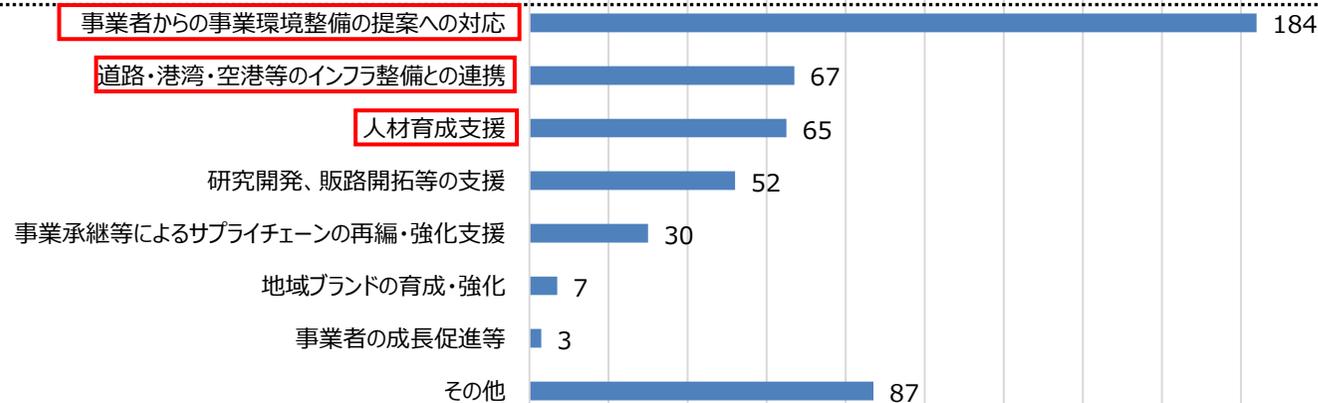
### (1) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備



### (2) 地域経済牽引事業に係る情報処理のための環境の整備



### (3) その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備



(件)

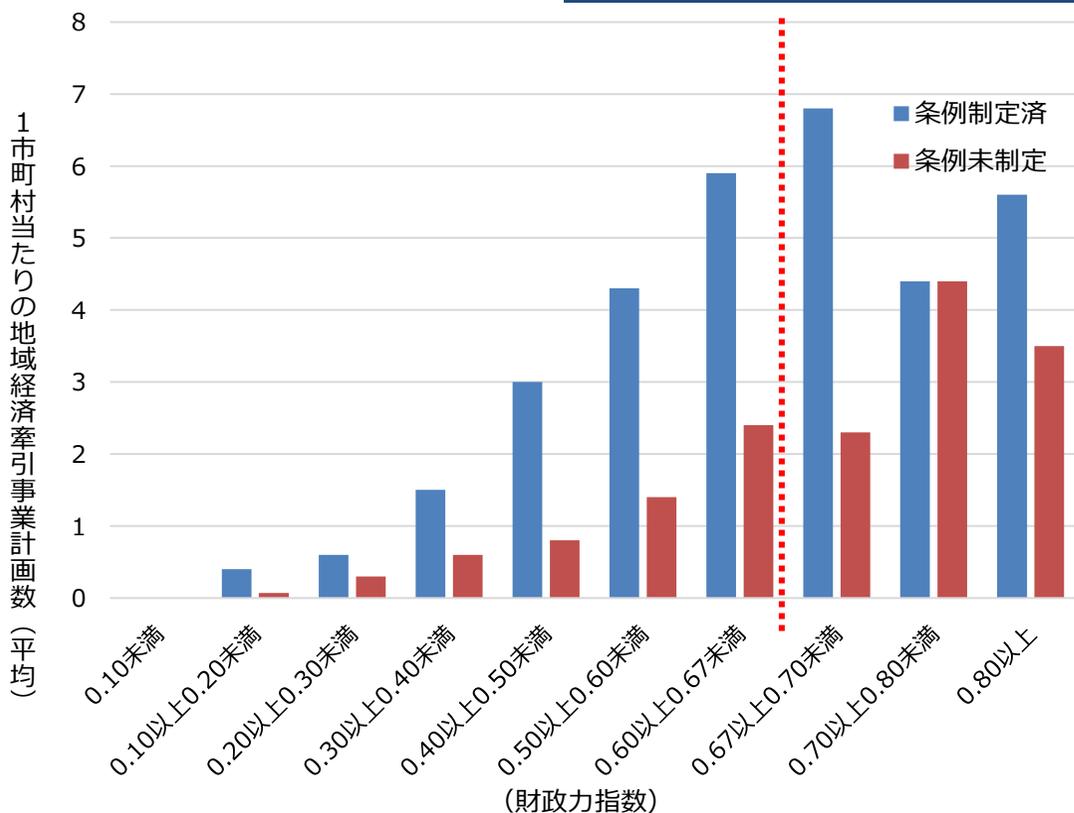
(出典) 同意基本計画を基に経済産業省作成（2022年12月末時点）。  
 (注) 2022年度末までに終期を迎える同意基本計画（184件）について分析。

## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (地方税（固定資産税）の減免措置と地域経済牽引事業計画数)

- 市町村の財政力指数別に、固定資産税の減免措置の有無と地域経済牽引事業計画の件数を比較。ほぼ全ての категорияにおいて、**減免措置を実施した市町村の件数が実施していない市町村を上回った。**

財政力指数別 市町村当たり平均地域経済牽引事業計画件数



	条制制定済		条制未制定	
	市町村数	平均事業計画数	市町村数	平均事業計画数
0.10未満	0	0	11	0
0.10以上0.20未満	33	0.4	126	0.07
0.20以上0.30未満	109	0.6	115	0.3
0.30以上0.40未満	140	1.5	92	0.6
0.40以上0.50未満	125	3.0	70	0.8
0.50以上0.60未満	105	4.3	60	1.4
0.60以上0.67未満	57	5.9	51	2.4
0.67以上0.70未満	13	6.8	33	2.3
0.70以上0.80未満	14	4.4	114	4.4
0.80以上	16	5.6	290	3.5

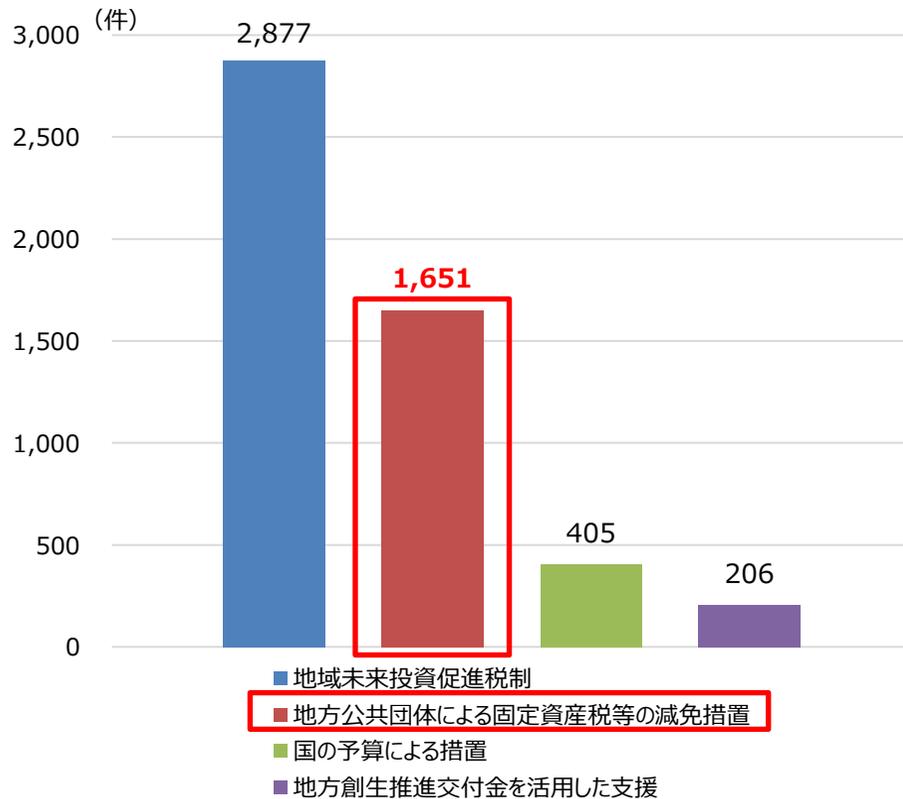
(出典) 総務省「全市町村の主要財政指標」、条例webアーカイブデータベース、2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

(注) 財政力指数は、平成26年度から平成28年度の3か年平均。地域経済牽引事業計画数は、当該事業の実施場所である市町村ごとに集計（事業実施場所が複数記載されている場合は1つの主たる実施場所のみ抽出）。平均事業計画数とは、各財政力指数の категорияに該当する市町村で承認された地域経済牽引事業計画数をその categoriaに含まれる市町村数で除したものの。

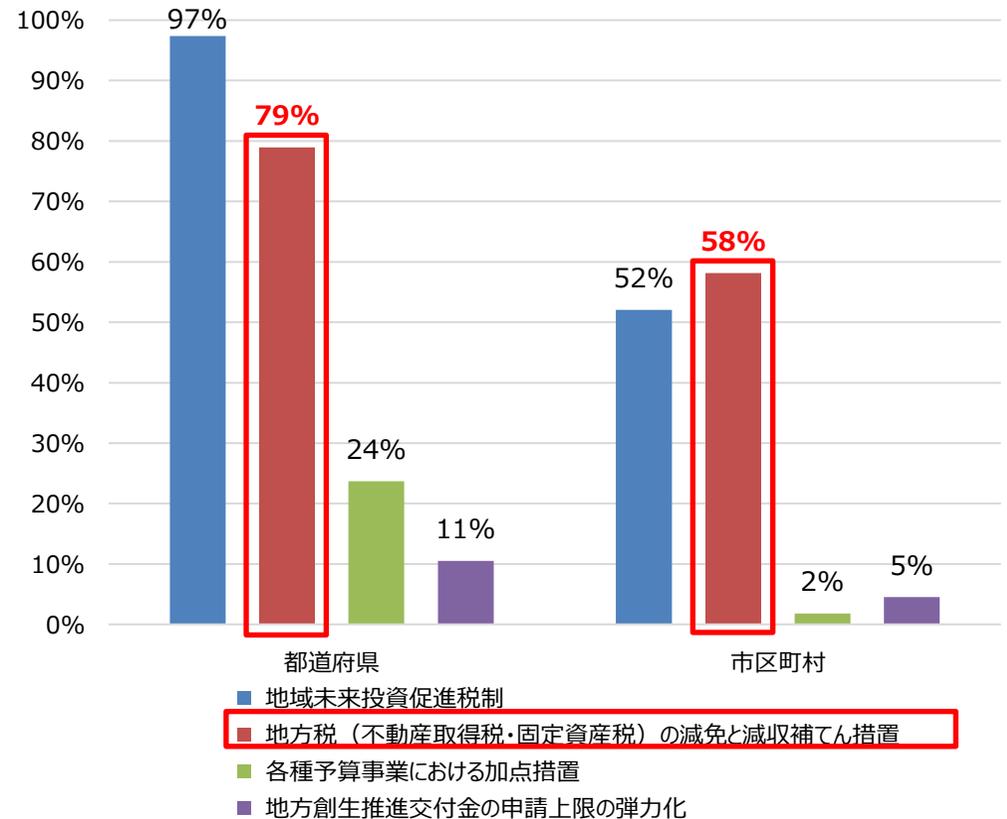
# (参考) 地域経済牽引事業計画において活用を希望する支援措置

- 地域経済牽引事業計画（3,633計画）のうち、地方公共団体による固定資産税等の減免措置の活用を希望する計画は1,651件。
- 地方公共団体向けに実施した調査では、地域未来投資促進法の支援措置のうち「地方税の減免と減収補てん措置」が有効であると回答した都道府県は約 8 割、市区町村は約 6 割。

地域経済牽引事業者が希望する支援措置



地方公共団体が有効であると回答した支援措置



(出典) 2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

(注) 複数の支援措置を希望している事業者がいるため、各支援措置の合計が承認件数の合計と一致しない。

(出典) 経済産業省ヒアリング調査（2022年、都道府県（n=38）、市区町村（n=774））

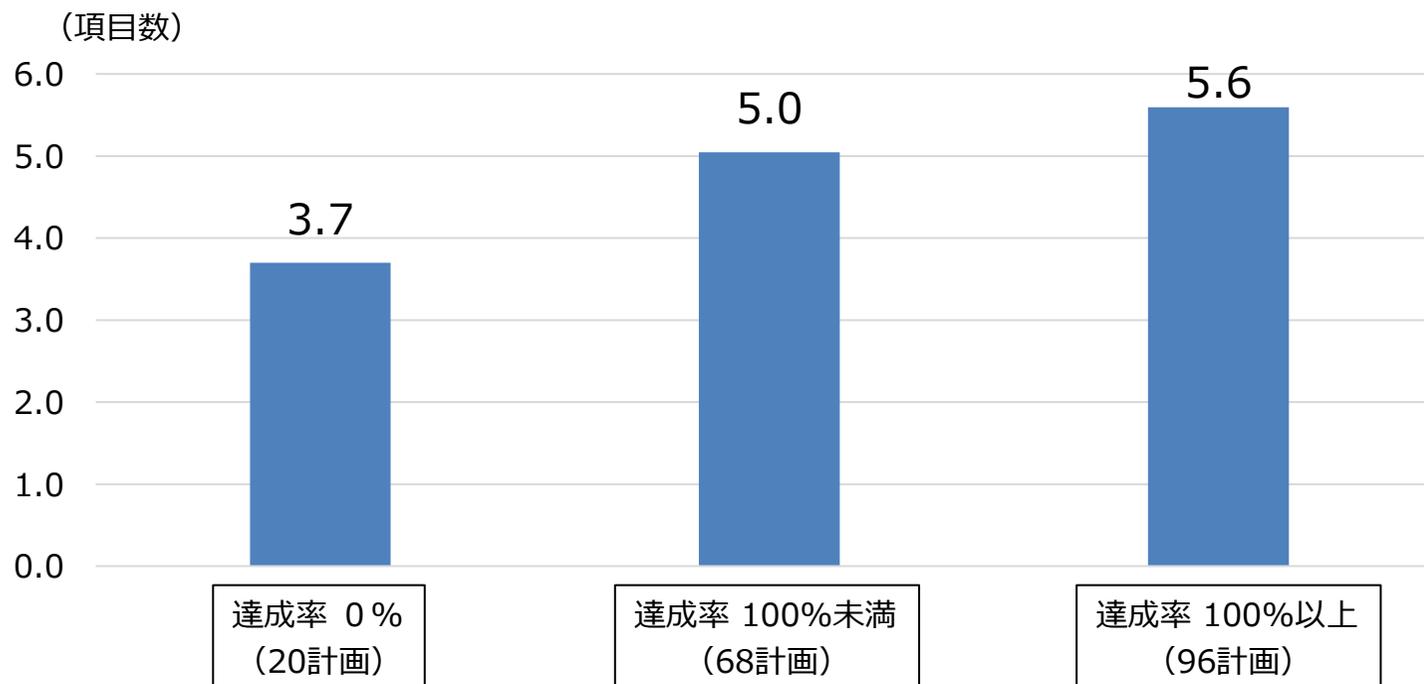
(注) 複数回答あり。

## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (付加価値目標達成率と事業環境整備の項目数)

- 基本計画の付加価値創出額の目標達成率別に事業環境整備の項目数を比較。
- 基本計画ごとに事業環境整備の具体的な内容は異なり、一概に比較することは難しいが、達成率の高い基本計画は記載されている事業環境整備の項目数が多い傾向がみられる。

付加価値創出額の目標達成率別にみた事業環境整備の平均項目数



(出典) 同意基本計画及び2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

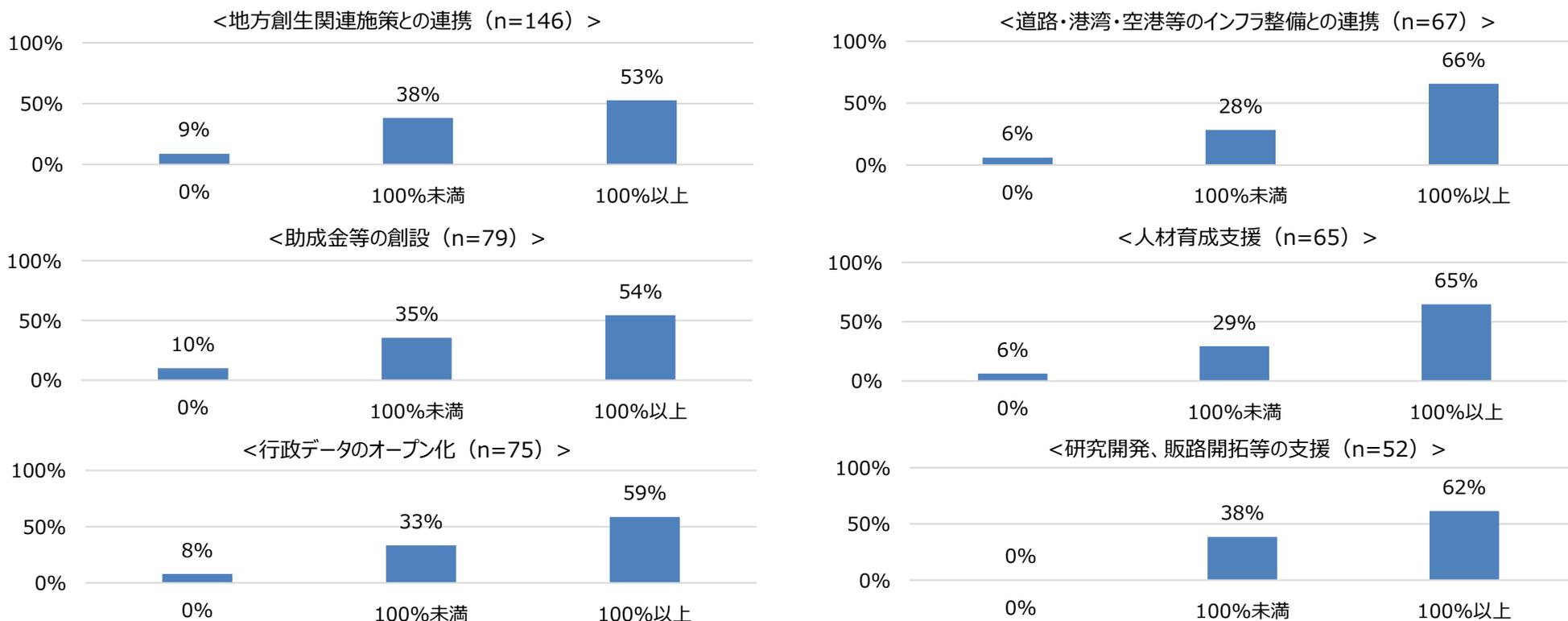
(注) 2022年度末までに終期を迎える基本計画(184件)について分析。目標達成率の категорияごとに、各基本計画に記載されている事業環境整備の項目数の平均(「地方税の減免措置の創設」を除く)を比較。目標達成率は、各基本計画の下で承認された地域経済牽引事業計画の実施によって創出する予定の付加価値額の合計額を基本計画の付加価値創出額の目標値で除したものの。

## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (主な事業環境整備項目と付加価値目標達成率)

- 主な事業環境整備項目を記載している基本計画の概ね6割程度が目標を達成している一方で、残り4割の基本計画は達成できていない。
- ベストプラクティスを踏まえて基本方針等の充実を図ることで、地方公共団体等に、より効果的な事業環境整備を促すべきではないか。

主な事業環境整備ごとに見た付加価値目標達成状況



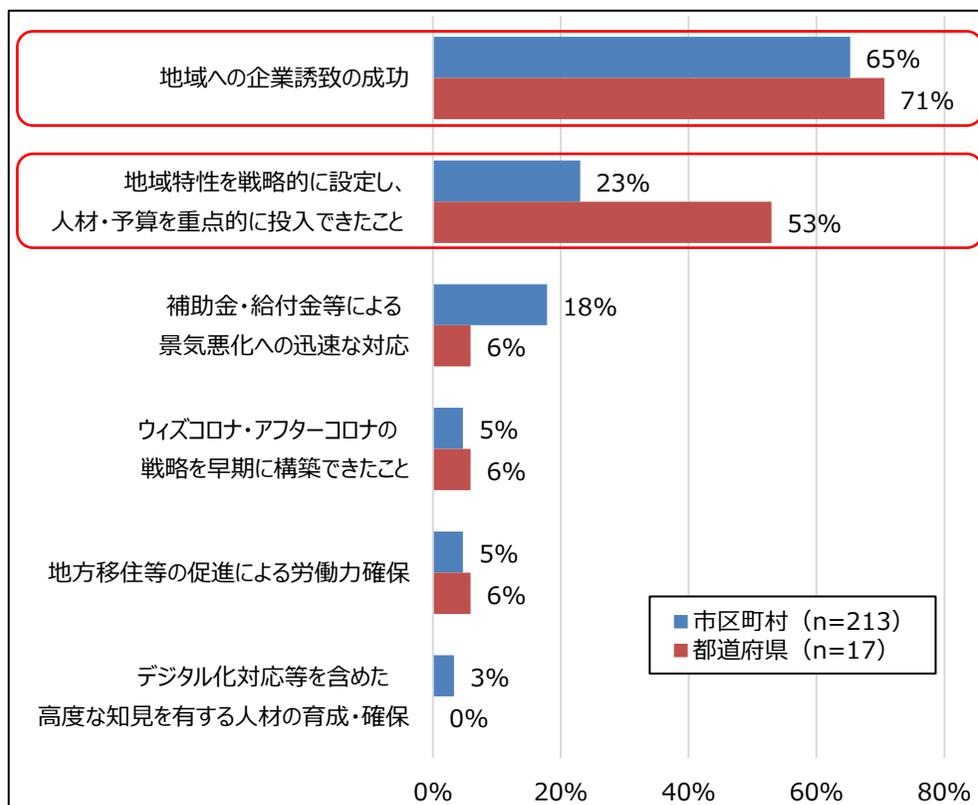
(出典) 同意基本計画及び2023年1月10日時点において、2022年12月末までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成(2022年12月末時点)。

(注) 2022年度末に終期を迎える同意基本計画(184件)を分析。目標達成率は、各事業環境整備の項目が記載された基本計画の下で承認された地域経済牽引事業計画の実施によって創出する予定の付加価値額の合計額を基本計画の付加価値創出額の目標値で除したものの。

# (参考) 経済的効果の目標達成の見通しとその要因

- 地方公共団体を対象に実施した調査によると、基本計画における付加価値創出額等の目標が達成できる見通しとなった主な要因として、「企業誘致の成功」や「地域特性の戦略的な設定による人材・予算の重点投入」などが挙げられている。

基本計画における経済的効果の目標等が達成できる見通しとなった主な要因



(出典) 経済産業省ヒアリング調査 (2022年)

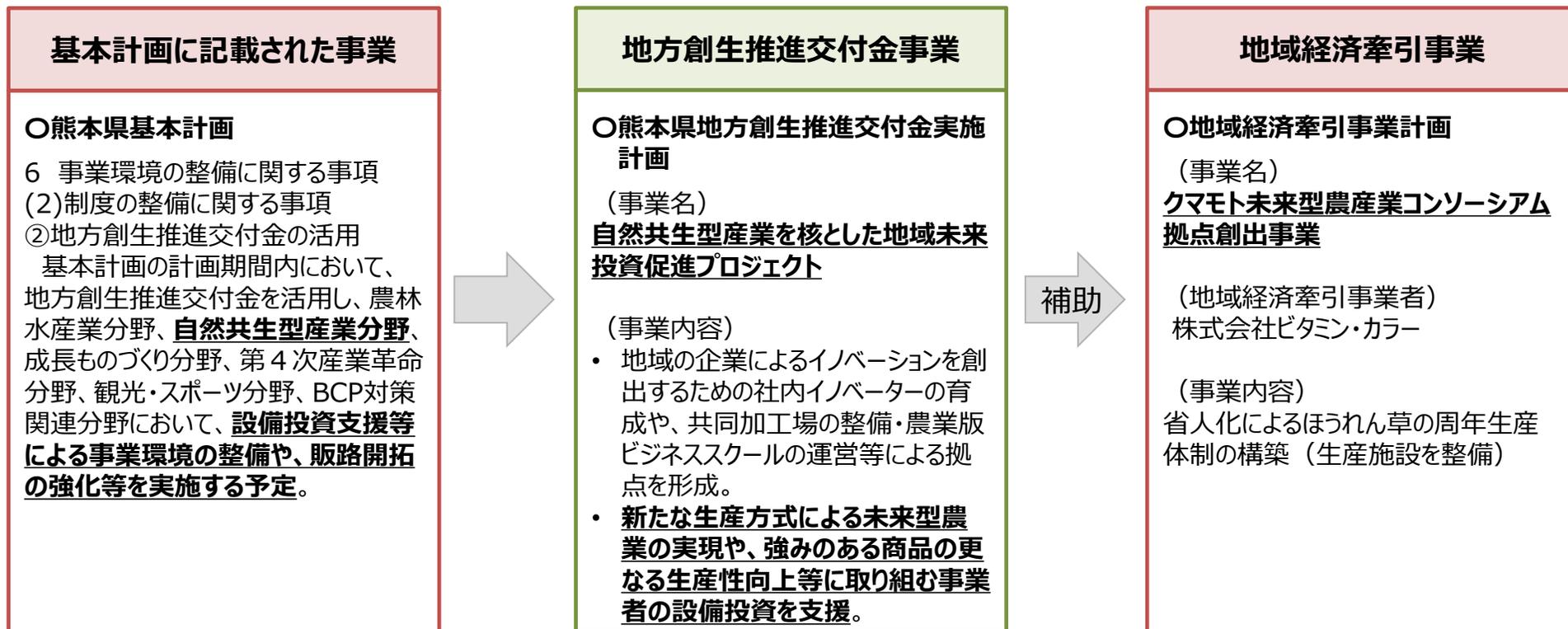
(注) 複数回答可能な設問の回答数を集計しているため、回答自治体数とは一致しない。

## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ) の特例)

- 基本計画に記載された事業を行う場合に、**交付金の申請事業数の上限件数<sup>(※)</sup>を超える申請が可能**。  
(※) 都道府県：原則最大9事業、中枢中核都市：原則最大7事業、市区町村：原則最大5事業。
- 基本計画に記載された事業について、その事業の実施主体が地域経済牽引事業者であり、要件を満たす場合、当該事業者への支援（補助）が可能。
- 2022年8月末までに133件、約100億円の活用実績があるが、**利用は一部の地方公共団体にとどまっている**。

#### 地域未来投資促進法と連携した地方創生推進交付金の活用事例

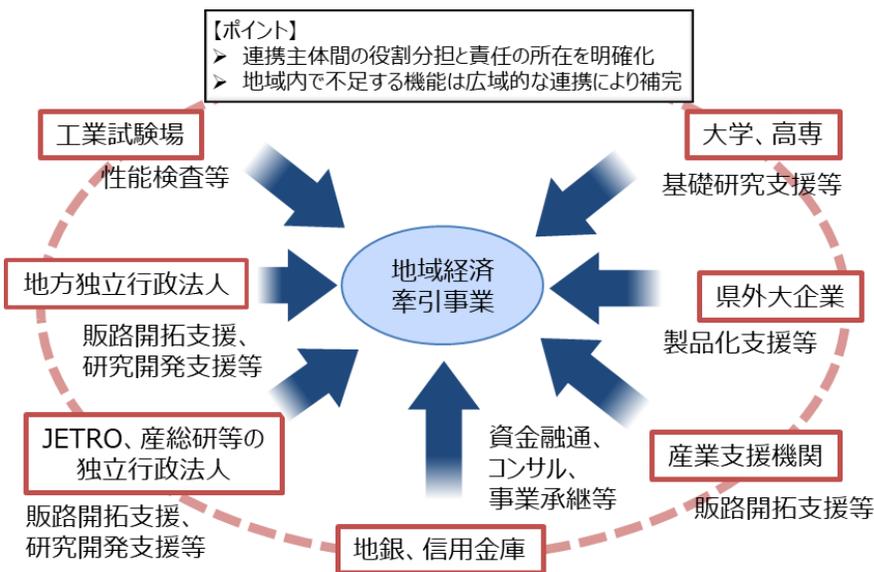


## 2. 地域経済牽引事業計画の活用促進に向けて

### (連携支援計画の施行状況)

- 地域の金融機関、大学、公設試等の支援機関が連携して地域経済牽引事業を支援する連携支援計画は、**88件承認**され、一部で**県域を越える広域連携を促すなどの成果**があった。
- 他方で、2022年度末までに終期を迎える連携支援計画の多くが活動を終了する見通しであり、**地域のイニシアティブ**を十分に引き出せていない。

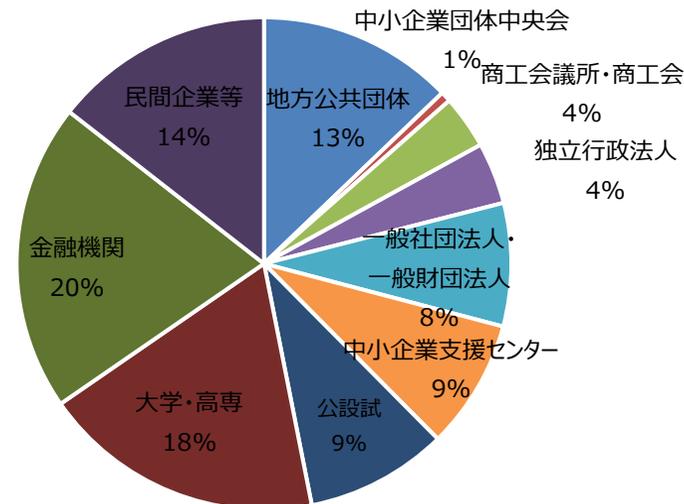
#### 連携支援計画



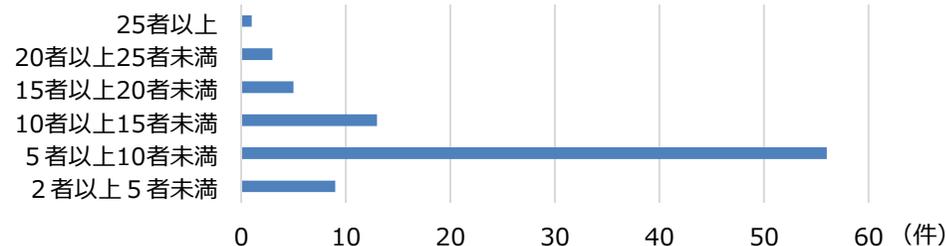
#### 想定される地域経済牽引支援機関

地方公共団体、公設試験研究機関、産業支援センター、大学、高専、研究機関、企業、独立行政法人、地方独立行政法人、商工会・商工会議所、中央会、弁護士、会計士、税理士協会、中小企業診断士協会、地銀、信用金庫、信用組合、政府関係金融機関、業界団体、NPO、地域経済牽引事業への支援業務を行う民間企業 等

#### 連携支援計画の構成員たる地域経済牽引支援機関（延べ780者）の内訳



#### 連携支援計画に参画する地域経済牽引支援機関の数



(出典) 承認連携支援計画を基に経済産業省作成 (2022年12月末時点)。

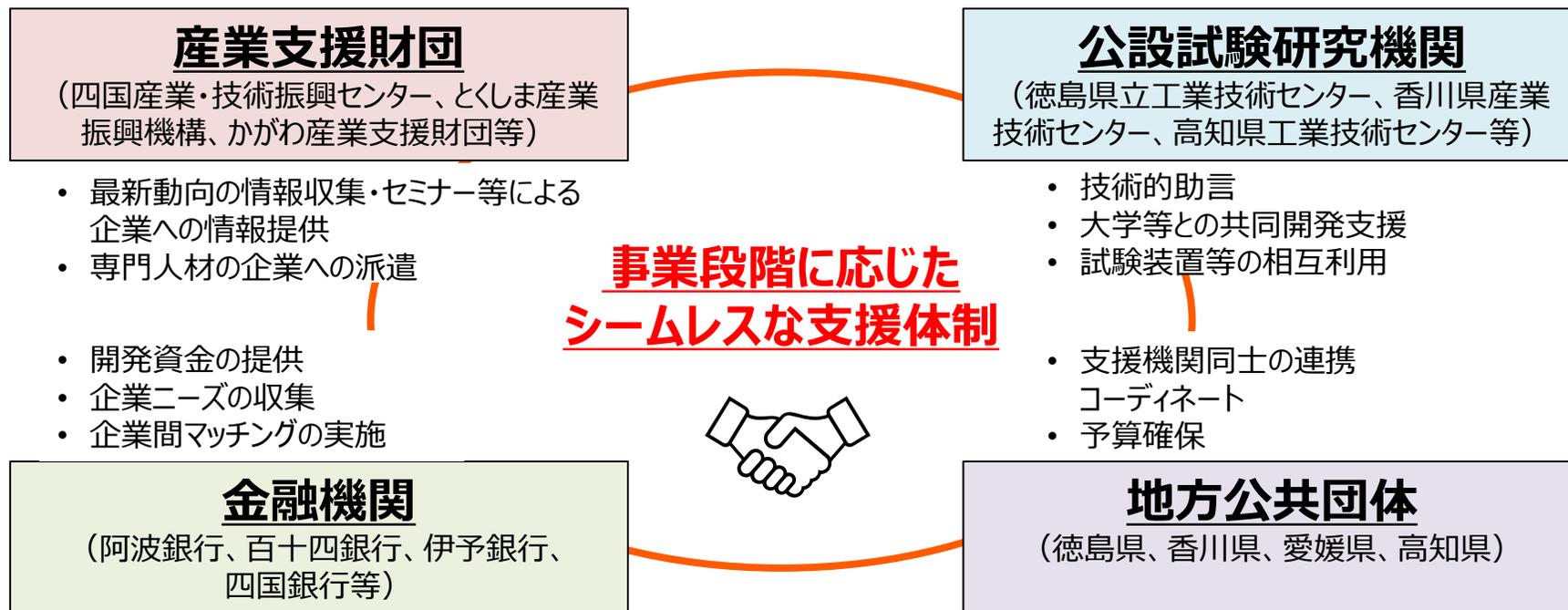
# (参考) 連携支援計画に基づく支援事例

- 連携支援計画に基づき、高機能素材関連分野の更なる成長に向けて、**四国4県の産業支援財団、公設試験研究機関、金融機関等が連携し、互いの強みを活かして地域企業を支援**する取組を実施。
- **都道府県域を越えて地域経済牽引支援機関が連携する連携支援計画**は、これまでに**15件**。

## 四国地域連携支援計画（高機能素材関連分野） （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

### ○ 概要

- **四国エリアの産業支援財団、公設試、金融機関等の24の支援機関が連携し**、セルロースナノファイバー、炭素繊維、高機能紙等について、急速に進む技術開発などの先端最新動向の収集と企業への情報提供、専門人材の企業への派遣、公設試等が有する装置・機器等を活用した企業との共同開発といった事業段階に応じた**シームレスな支援体制**を構築し、連携支援計画の承認を受けた2018年度から2021年度にかけて約80件の支援を実施。

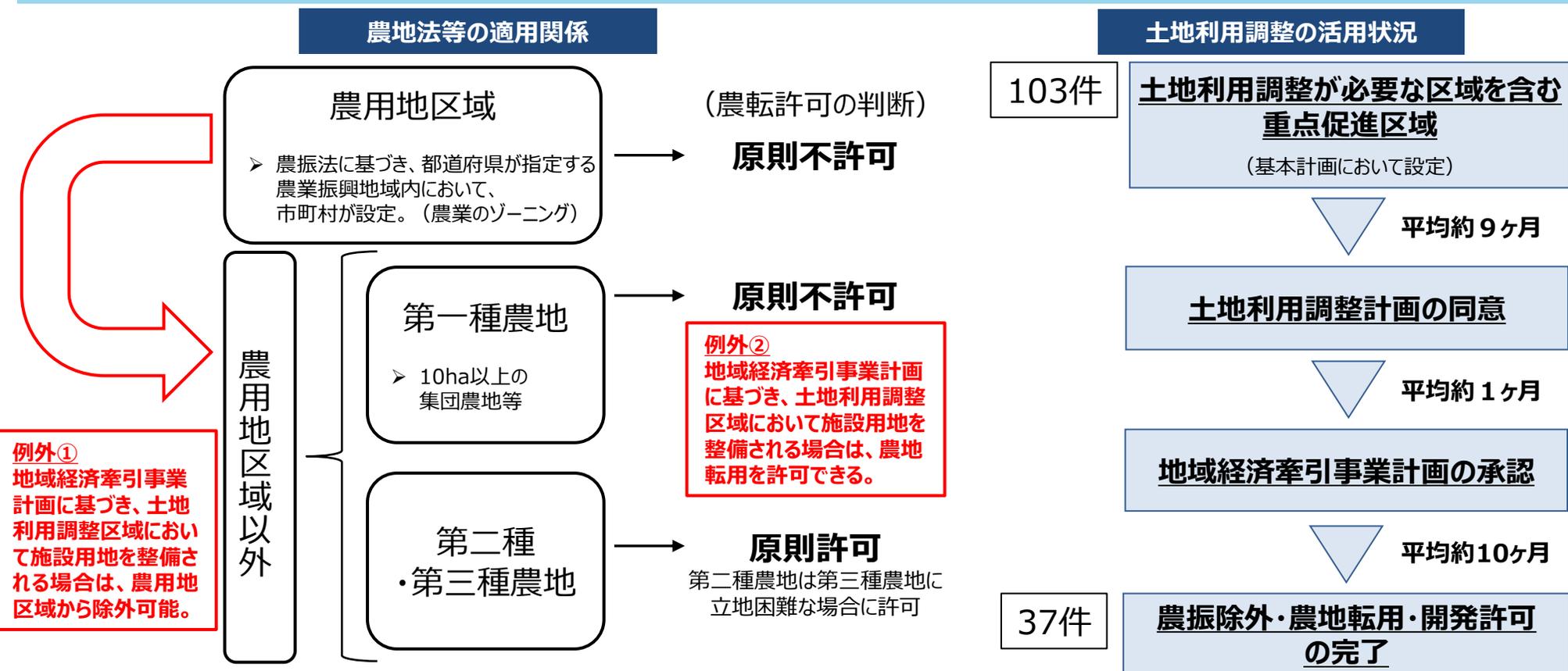


### 3. 土地利用調整の活用促進に向けて（制度概要と活用状況）

- 都道府県・市町村が定める基本計画において**重点促進区域が設定**されており、当該基本計画に基づき市町村が**土地利用調整計画を策定**している場合、地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設用地について、**農用区域からの除外**や第一種農地の**農地転用が可能**（※）。

（※）「農用区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要。

- 施設整備と農業上等の土地利用との調整を図った上で、**37件について、原則不許可とされている第一種農地の転用等を行った。**



**例外①** 地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農用区域から除外可能。

（出典）基本計画において土地利用調整が必要な区域を含む重点促進区域を設定した地方公共団体への調査に基づき経済産業省作成（2022年12月末時点）。

### 3. 土地利用調整の活用促進に向けて（制度に係る地方公共団体からの意見）

- これまでの土地利用調整は、企業の立地計画が確定した段階で行われたものが大半。
- 本制度を活用し、将来の土地利用調整の可能性を企業に提示しながら企業誘致を進めることで企業立地の加速を目指す地方公共団体もあるが、そのような例は一部に留まっている。
- また、一部の地方公共団体からは、他の地方公共団体における本制度の活用事例の共有を求める声がある。

#### 地方公共団体からの意見

##### 【基本計画（重点促進区域）】

- 基本計画に重点促進区域を設定したところ、農地転用等について配慮されると企業が認識したためか、設定前と比較して立地相談が増加した。
- 重点促進区域は、企業が立地の意思決定をした区域について設定している。立地企業が未定の段階で重点促進区域は設定していない。

##### 【土地利用調整計画】

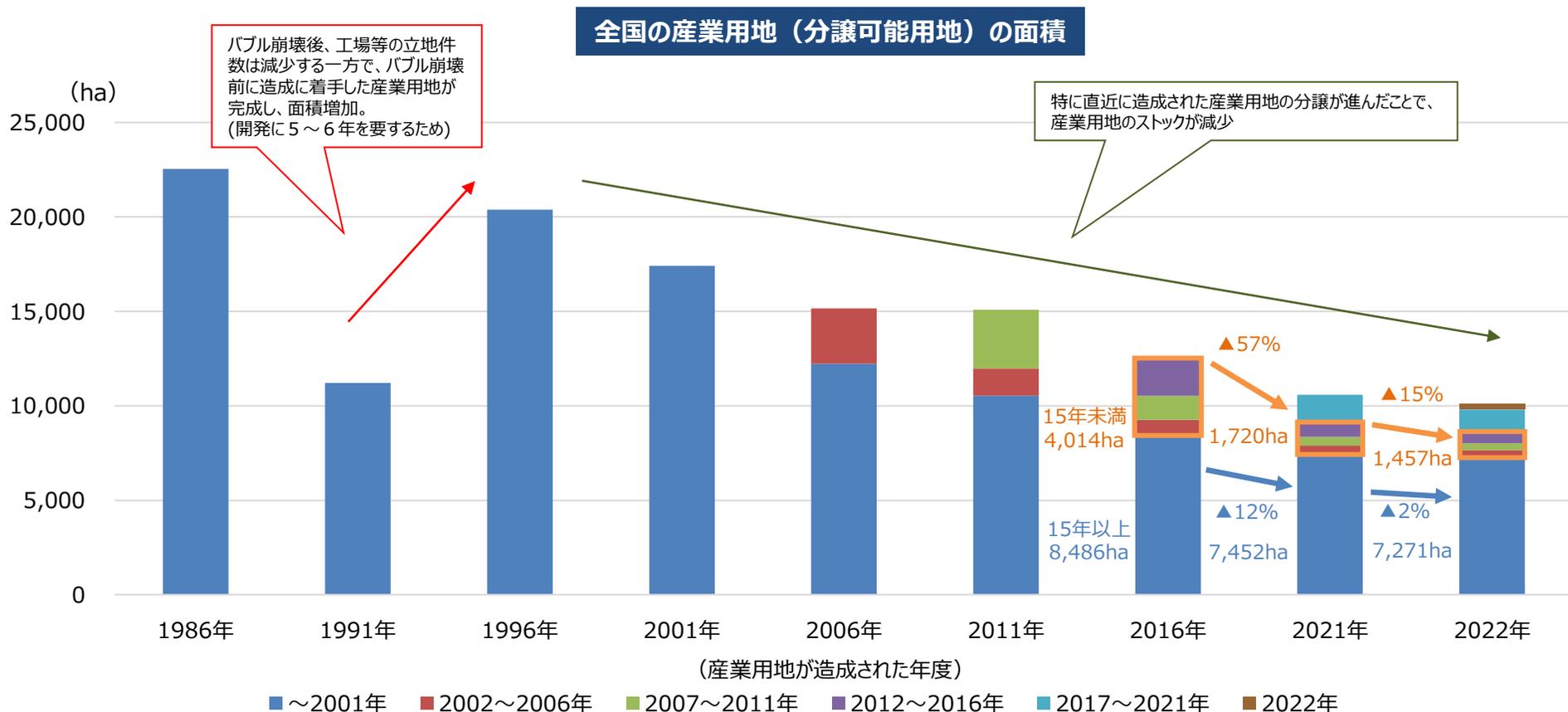
- 現状では、農地転用等が確定していない段階で、企業に事業計画の確定（地域経済牽引事業計画の策定）を先に求めることになるが、立地企業が正式に決定していない段階であっても、土地利用調整計画の同意を得ることができれば、企業が立地の検討を行いやすくなることが期待される。
- 基本計画に重点促進区域は定めているものの、立地企業が確定していないため、土地利用調整計画に着手できておらず、土地利用調整の具体的な話に至らない。

##### 【制度の運用】

- どのようなプロセスで関係者と調整を進めたのか、土地利用調整の必要性をどのように整理したのか等、これまでの活用事例が共有されると制度を使いやすくなるのではないか。
- 本県でも本制度を活用した土地利用調整の実績があるが、他県の事例を確認しながらであれば更に時間を短縮できたかもしれない。

# (参考) 分譲可能な産業用地面積の推移

- 産業用地の開発には概ね5～6年程度のリードタイムが必要であり、将来の需要を見据えた先行開発を行った上で、産業用地のストックを確保することが求められる。
- しかしながら、特に直近に造成された産業用地の分譲が進んだことで、産業用地のストックが減少し、過去30年で最小規模となっている。



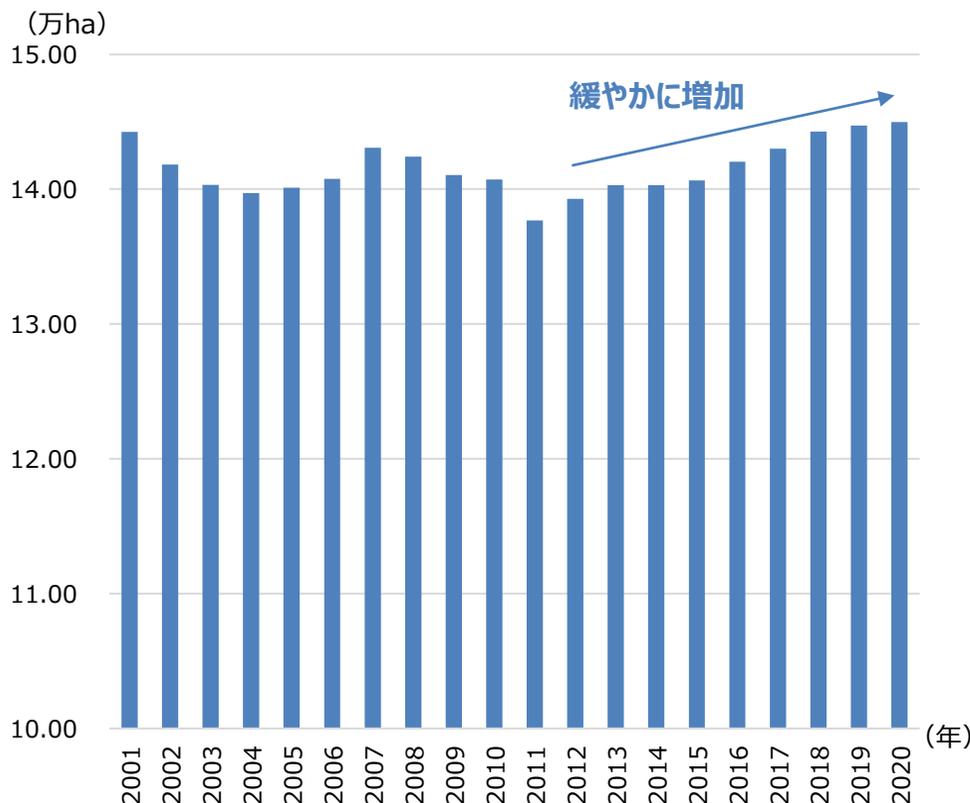
（出典）一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に経済産業省作成。

（注）都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計（各年10月時点の内容）。

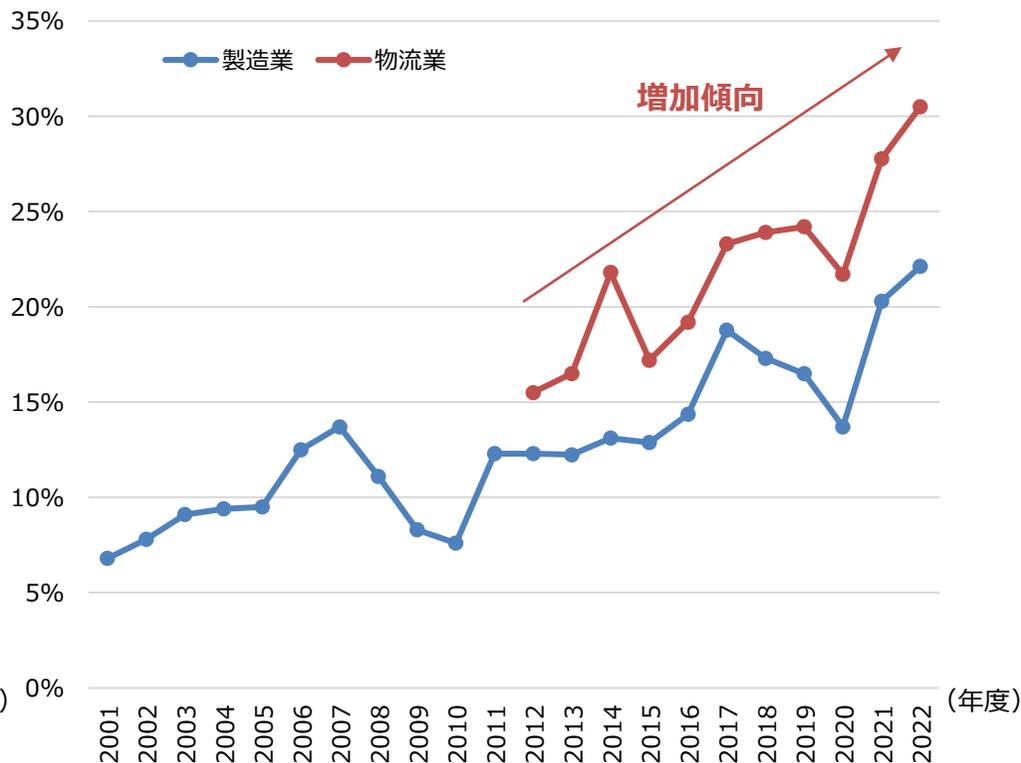
# (参考) 産業用地の需要の状況

- 工場の新規立地により、最近の事業所敷地面積は緩やかに増加。また、国内事業拠点に関する立地計画（新設・増設・移転）を持つ事業者の割合は製造業・物流業ともに増加傾向にある。

工場の事業所敷地面積



国内事業拠点に関する立地計画を持つ事業者の割合



(出典) 経済産業省「工業統計調査」

(注1) 従業員30人以上の製造業の事業所の面積。

(注2) 経済センサスの調査対象年であり、工業統計のデータが存在しない2011年、2015年及び2020年は、経済センサスのデータを利用。

(出典) 一般財団法人日本立地センター「2022年度新規事業所立地計画に関する動向調査」

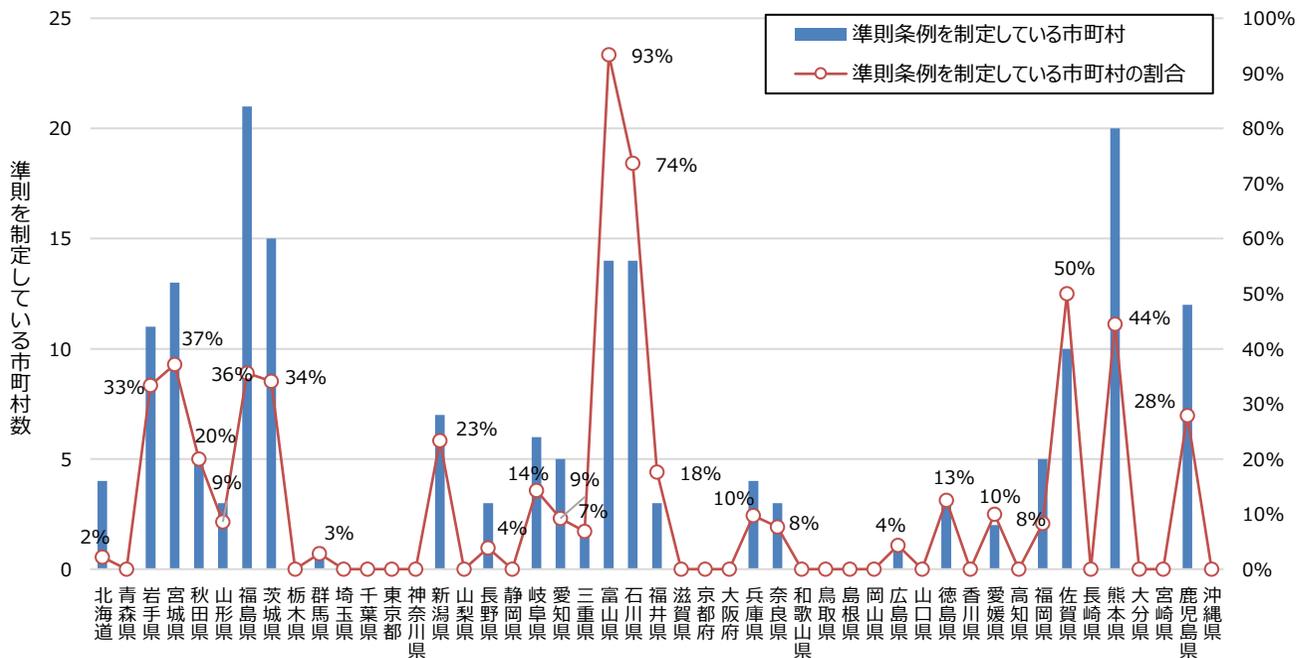
(注1) 回答事業者（製造業の全業種及び道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業）のうち、国内事業拠点に関する立地計画（新設・増設・移転）について「計画がある」と回答した事業者の割合。

(注2) 物流業は2012年度から調査対象としている。

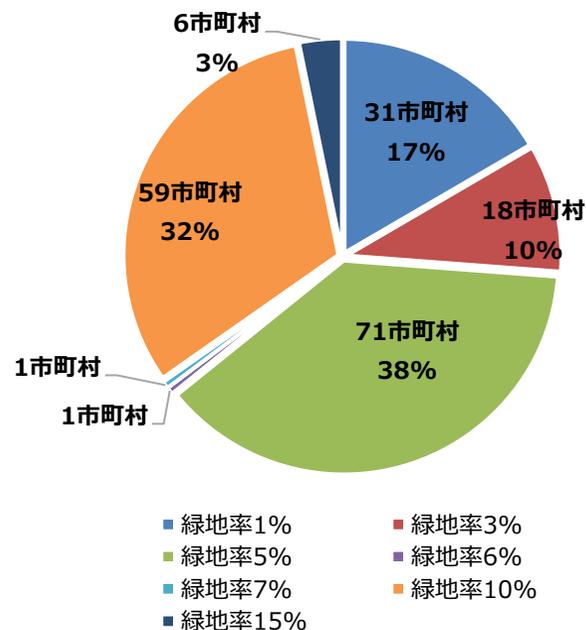
# (参考) その他の特例の活用状況 (緑地規制の特例)

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の緑地面積率等が緩和される。
- 2021年3月までに合計187市町村が地域未来投資促進法に基づく準則条例を制定し、緑地規制を緩和。うち31市町村は緑地率下限値（1%）まで緩和する条例を制定。

都道府県別 管内市町村の地域未来投資促進法準則条例の制定状況



地域準則条例で制定した緑地率の下限値の状況 (市町村数)



(出典) 経済産業省「工場立地法、規制の運用状況調査 (2020年度分)」(2022年4月公表)

# (参考) その他の特例の活用状況 (金融による支援措置)

- 日本政策金融公庫からの固定金利での融資は累計で約400億円、信用保証協会による債務保証実績は累計で約40億円。

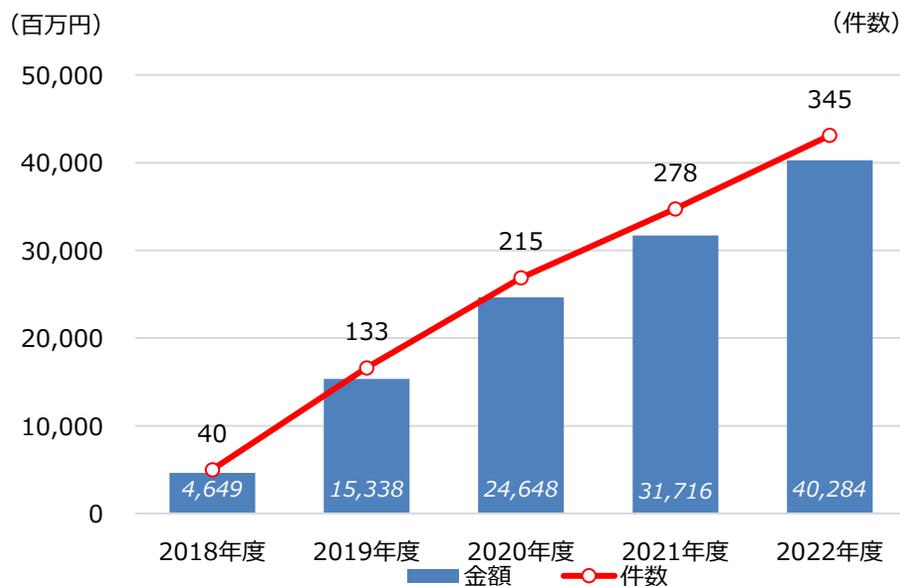
### 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
件数	40	93	82	63	67
金額 (百万円)	4,649	10,689	9,310	7,068	8,568

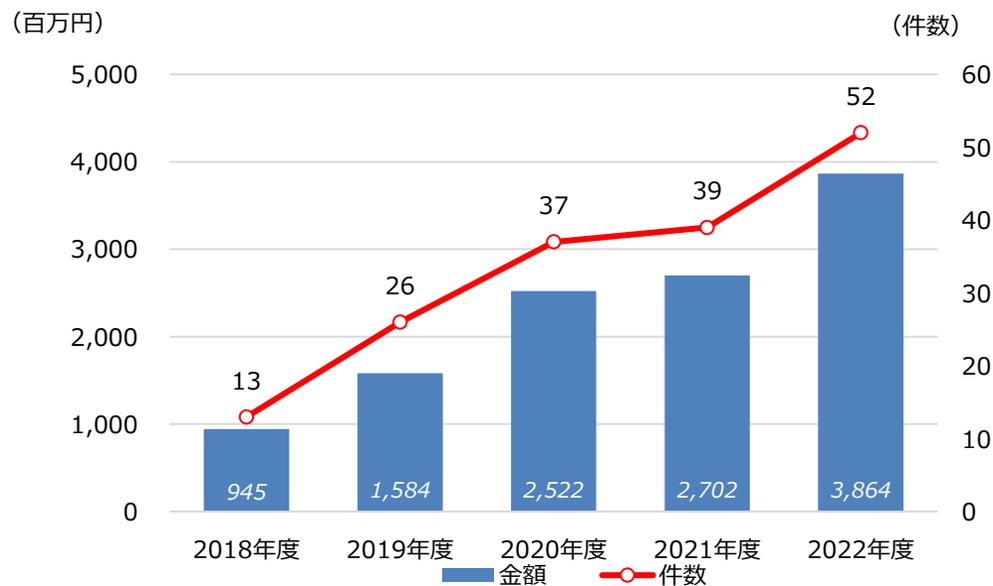
### 信用保証協会による債務保証

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
件数	13	13	11	2	13
金額 (百万円)	945	639	938	180	1,162

### 日本政策金融公庫からの固定金利での融資実績 (累積)



### 信用保証協会による債務保証実績 (累積)



(出典) 日本政策金融公庫からの報告を基に経済産業省作成。

(注) 2022年度については2022年12月末時点までの実績。事業者単位で集計 (複数回利用した場合は利用年度ごとに複数回集計)。

## 第2部

# 今後の方向性（基本方針改定等による事業環境整備）

地域未来投資促進法の施行状況の検証・分析を踏まえて、国としての措置を拡充するとともに、時代の転換点における各種の国の方針を基本方針に反映する。

### 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充

地域未来投資促進税制、地方税の減収補てん措置、土地利用調整の特例、デジタル田園都市国家構想交付金の特例の拡充

### 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組

時代の転換点にあたって重要となるサプライチェーンの強靱化やGX・DXの推進に必要な事業環境整備を中心に、地方公共団体等に期待される役割を基本方針の見直しを通じて明らかにし、取組を促進

# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (地域未来投資促進税制の延長・拡充)

- 地域経済がエネルギー価格や原材料費の高騰等の厳しい経済状況に直面する中、引き続き、**高い付加価値を生み出す設備投資を促進する観点から、適用期限を2年間延長**する。
- **地域の「稼ぐ力」を強化**すべく、**特に高い付加価値（3億円以上）を創出し、地域内企業との取引や雇用を通じて、より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業**について**上乘せ支援の対象**とする。

## 改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

### 地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

### 課税の特例措置（国の確認）

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること  
【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造  
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

### 課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乘せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

### 税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

### 〈上乘せ支援の要件〉

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

- ⑥ （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上  
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上

- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乘せ要件の対象外

# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (地方税(固定資産税)の課税免除等に係る減収補てん措置の拡充)

- 特に高い付加価値(3億円以上)を創出し、地域内企業との取引や雇用を通じて、より一層地域経済に波及効果を及ぼす地域経済牽引事業については、固定資産税の減収補てんの対象となる市町村の財政力指数を現行の0.67未満から0.80未満に引き上げ。
- 基準財政需要額及び収入額(総務省公表)から試算したところ、180以上の市町村が対象に追加、県庁所在地の多くも含まれる見込み。
- なお、不動産取得税に係る減収補てん措置についても、2024年度末まで適用期限を延長。

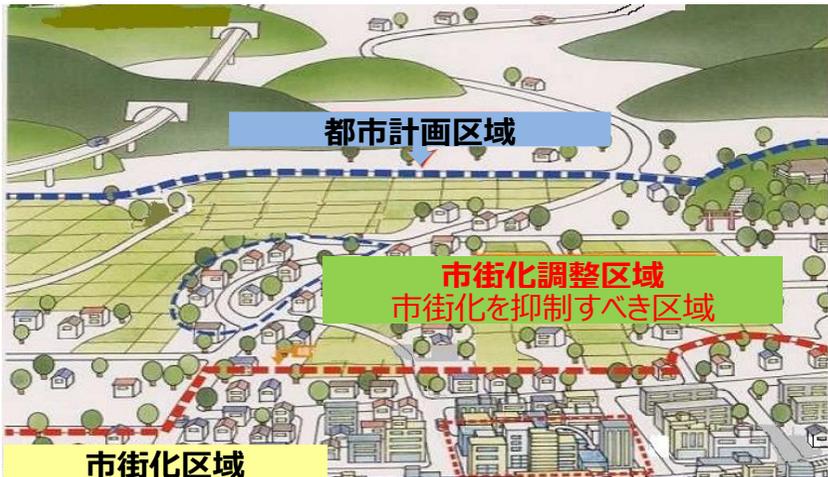
	不動産取得税(都道府県)【取得時】		固定資産税(市町村)【取得後3年間】		
	改正前	改正後	改正前	改正後	
対象事業	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	<b>特に高い付加価値(3億円以上)を創出する事業</b>
対象資産	土地・建物		土地・建物・構築物		
設備投資額の下限	1億円 (農林漁業等は5,000万円)		1億円 (農林漁業等は5,000万円)		
財政力指数要件	0.52未満		0.67未満	0.67未満	<b>0.67以上0.80未満</b>
補てん率	3/4		3/4	3/4	<b>1/4</b>
適用期限	令和5年3月31日	<b>令和7年3月31日</b>	令和5年3月31日	<b>令和7年3月31日</b>	

# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (都市計画法の特例の拡充)

- 地域未来投資促進法の基本計画において重点促進区域が設定され、さらに、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、都道府県の同意を得ている場合、開発許可手続での配慮を受けることができる。
- 具体的には、基本方針に位置づけられた地域経済牽引事業の用に供する以下の対象施設に関して、都市計画法上の市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとしている。
- 2022年10月19日に基本方針の改正を行い、配慮の対象となる施設にデータセンターを追加。

## 都市計画法の開発許可制度

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 市街化調整区域においては、開発を抑制



- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

(出典) 国土交通省

## <配慮の対象施設>

- 所要の手続きを経ることで、下記の対象施設に関しては、市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとされる。

### (1) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場

### (2) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場

### (3) 変電所の近傍

2022.10.19追加

変電所（構外に6万ボルト以上の電圧で電気を伝送するもの）の近傍に立地するコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（当該施設の用に供する土地の面積が10ha以上のもの）

# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の特例の拡充)

- 現行制度では、地域経済牽引事業を特定してから交付金実施計画を申請する必要があるが、**交付金実施計画申請後の事業の特定を許容**することで、地方公共団体や民間事業者等に対し地域経済牽引事業の組成に必要な時間を十分に確保。
- **連携支援計画に記載された事業についても交付金の件数上限の弾力化措置の対象**とすることで、連携支援計画の組成を促進。

<現行制度>



<見直し後>



# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (基本計画の目標値の設定方法)

- 現行基本方針・ガイドラインにおいては、**基本計画で定める付加価値創出額の目標値の設定は、地域によって適切な算出方法** (※) によることとされている。(※) ガイドラインにおいて、①全産業付加価値額の増加分での設定、②特定分野の付加価値額の増加分での設定、③地域経済牽引事業による効果の積み上げによる増加分の設定 を例示。
- 今後は、地方公共団体の事業環境整備等の取組と成果である付加価値創出額との関係を適切に評価し、次期の基本計画に反映できるよう、**目標値は地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げを原則**としてはどうか。
- また、複数の「地域の特性を活用する分野」を設定する基本計画においては**分野ごと、可能であれば、分野内の具体的な業種ごと等に目標値を設定することを推奨**してはどうか。

## 基本計画で採用されている目標値の設定方法の例

### (例1)

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値創出額	-百万円	2,500百万円	-

(算定根拠)

5,000万円 / 1件 × 50件 = 2,500 百万円

活用分野は①成長ものづくり分野、②医療・ヘルスケア分野、③環境・エネルギー分野、④第4次産業革命関連分野、⑤観光・スポーツ分野と様々だが、**全ての分野から一様に**1件当たり5,000万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業が生み出されるとの想定。

創出額の目標値を具体的に業種ごとに付加価値を設定

### (例2)

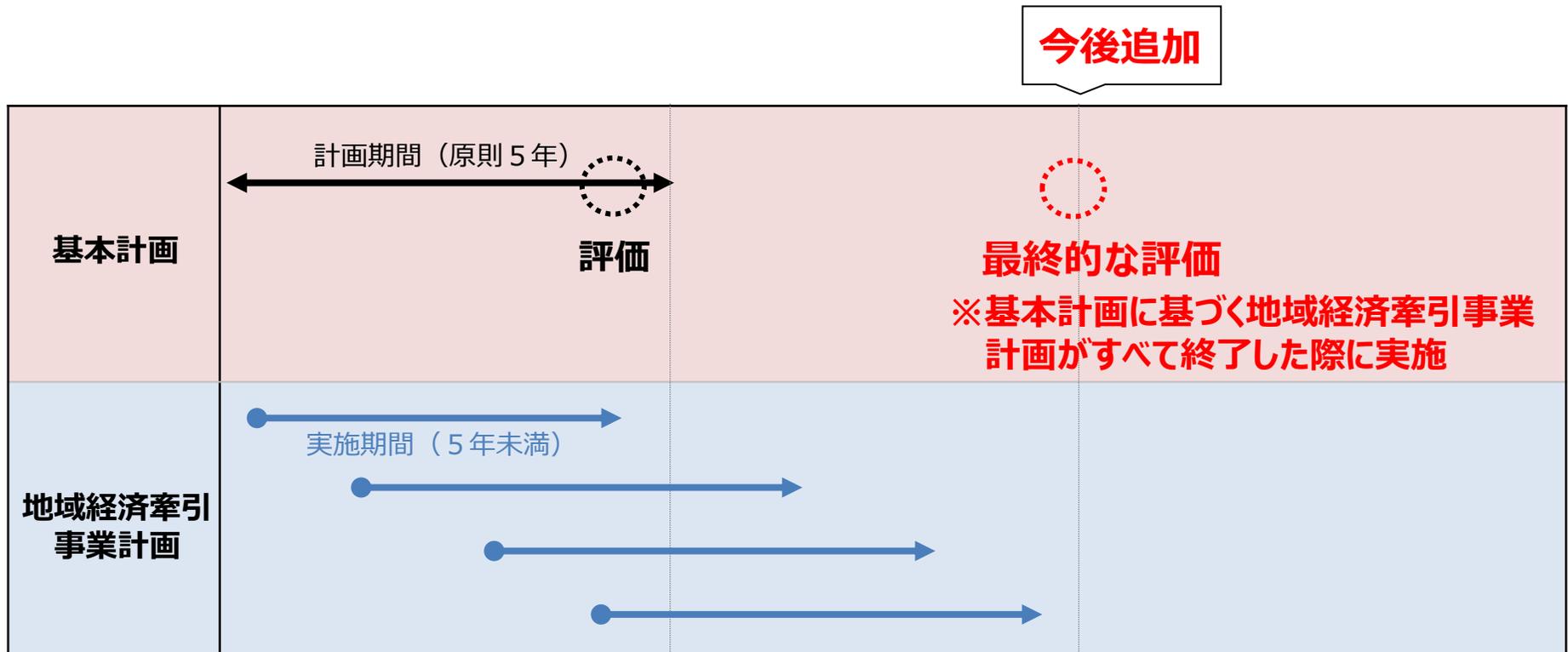
	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	-	16.5億円	-

(算出根拠)

	事業数	出荷額の増加額	①付加価値の増加額	A波及効果(生産者価格)
医薬品関連				
うち製薬業	18社	1,716億円	621億円	105.6%
うち関連	3社	38億円	17億円	144.6%
電子デバイス	2社	140億円	75億円	99.9%
機械・金属など	21社	289億円	170億円	135.5%
食料品・飲料	4社	33億円	9億円	138.1%
小計	48社	2,216億円	892億円	112.0%
デザイン・クリエイティブ、情報関連産業、物流	6社	5億円	3億円	
計	54社	2,221億円	895億円	
平均		46億円	16.5億円	

# 1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置の拡充 (基本計画の実施状況の評価のタイミング)

- 現行基本方針では、基本計画の計画期間（原則5年）の終了後、実施状況等を評価した上で新たに基本計画を作成することとされている。
- この評価は、基本計画の下で実施される地域経済牽引事業計画（実施期間＝5年未満）の一部について、付加価値創出額の見込みをもって行われることになる。
- PDCAサイクルを強化するため、今後は現行の評価に加え、すべての地域経済牽引事業が完了した段階においても、実績に基づく最終的な評価の実施を求めています。



## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (政府の取組方針)

- コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略、気候変動といった世界情勢の変化の中、日本国内では少子高齢化・人口減少という非常に難しい課題への対応が求められる**時代の転換点**にある。
- こうした局面を乗り越え、強靱で柔軟な産業、日本経済を構築するため、**サプライチェーンの強靱化、グリーン・トランスフォーメーションやデジタル・トランスフォーメーションの推進、人への投資等を加速**。

### 「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(令和5年2月10日閣議決定)

#### 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

##### (1) 基本的考え方

**GXの実現を通して**、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みをいかして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、**新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化**することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、**将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげる**ことが求められる。

##### 5. 社会全体のGXの推進

##### (2) 需要側からのGXの推進 1) 地域・くらしのGX

地域金融機関や地域の企業等との連携の下、地域特性に応じて、**各地方公共団体の創意工夫をいかした産業・社会の構造転換や脱炭素製品の面的な需要創出を進め、地域・くらしの脱炭素化を実現**する。

### 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)

#### 第1章 デジタル田園都市国家構想の実現のために

(地域におけるDXの徹底によるデジタル田園都市国家構想の実現)

**デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており**、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけでなく、**新しい付加価値を生み出す源泉**である。**成長と分配の好循環を図り、我が国の経済社会を持続可能なものとしていくためには**、今こそ各地域で様々な分野において、地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用しつつ、**デジタルトランスフォーメーション(DX)を強力に推進**することが求められている。

### 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定)

#### Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、**人への投資が不可欠**となっている。また、これまで、とすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

##### (1) 賃金引上げの推進

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。**労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく**。

## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (国による取組モデルの提示)

- GXやDX等の重要課題への対応を全国各地で確実に進めていく上で、持続的な地域経済の発展を担う地域経済牽引事業にも重要な役割。地方公共団体等による事業環境整備についても、これら重要課題を念頭に置いた取組の強化が不可欠。
- 一部の地方公共団体等で行われている先進的な取組を参考にしつつ基本方針を見直し、必要な事業環境整備を促していくべきではないか。
- また、既存の事業環境整備項目についても、地方公共団体等のベストプラクティスを踏まえ、基本方針等の充実を図るべきではないか。

現行基本方針	基本方針の見直しのイメージ
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備</li> <li>2. 情報処理の促進のための環境の整備</li> <li>3. その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者からの事業環境整備の提案への対応</li> <li>② 事業者の成長促進等</li> <li>③ 事業承継等によるサプライチェーンの再編・強化の支援</li> <li>④ 地域ブランドの育成・強化</li> <li>⑤ 研究開発や販路開拓等の支援</li> <li>⑥ 地方創生関連施策等との連携</li> <li>⑦ 人材育成支援</li> <li>⑧ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備</li> <li>2. 情報処理の促進のための環境の整備</li> <li>3. その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者からの事業環境整備の提案への対応</li> <li>② 事業者の成長促進等</li> <li>③ <b>重要産業の集積等による</b>サプライチェーンの強靱化の支援</li> <li>④ 地域ブランドの育成・強化</li> <li>⑤ 研究開発や販路開拓等の支援</li> <li>⑥ 地方創生関連施策等との連携</li> <li>⑦ 人材育成・<b>確保支援</b></li> <li>⑧ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携<b>及び産業用地の確保支援</b></li> <li>⑨ <b>「人材重視経営」や賃上げ促進支援</b></li> <li>⑩ <b>グリーントランスフォーメーションの促進支援</b></li> <li>⑪ <b>デジタルトランスフォーメーションの促進支援</b></li> <li>⑫ 事業承継支援</li> </ol> </li> </ol>

## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (地方公共団体等による取組例：重要産業等によるサプライチェーン強靱化の支援)

### 岩手県基本計画

- 自動車関連産業、半導体関連産業について、それぞれ「岩手県自動車関連産業新ビジョン（2019年9月）」「いわて半導体関連産業振興ビジョン（2021年3月）」を定めて重点的に取組を進めている。
- また、2006年から、組込みシステム産業を中心としたIT産業振興に産学行政が一体となって取り組んでおり、県央広域を中心に多くの企業が集積。
- これらの取組の下、例えば、半導体関連産業を中心とする企業誘致の促進や取引拡大のためのマッチング支援、県内企業と高等教育機関との連携等による人材確保・育成支援等を実施。

### 三重県基本計画

- サプライチェーン強靱化のため内製化を進める企業や新たな取引企業を獲得するための設備投資への支援として、県独自のサプライチェーン補助金を2022年度まで実施。
- 特に重点的に振興を図りたいと考えている半導体関連産業では、国内外で研究開発や人材の獲得競争が厳しくなっていることから、半導体関連企業と大学・高専等の教育機関、行政による「みえ半導体ネットワーク」を設立。大学等による企業向けリカレント教育や学生向け工場見学・インターンシップなど、県内企業が県内人材を確保するために企業・大学等の連携を強化する取組を推進。企業の研究開発及び人材育成・確保を支援することを通じ、県内への半導体関連産業の投資を促進。

## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (地方公共団体等による取組例：人材育成・確保支援、「人材重視経営」)

### 島根県基本計画

(成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア分野)

- 新たな高付加価値産業の創出と、高度な技術やスキルを有する即戦力人材を育成し県内定着を図るため、2018年度に内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業の採択を受けて、**島根大学と本県東部に集積する特殊鋼産業を中心とした産学官金連携による「先端金属素材グローバル拠点創出事業」**の取組を進めている。
- 本事業では、**島根大学と県内の特殊鋼企業が連携して先端金属材料の研究開発を実施**。研究開発事業の拠点である「**次世代たたら協創センター**」には、**学生が地元企業と共に研究開発を行う環境があり**、こうした活動を通して**金属分野の専門人材を育成するとともに、地元企業への就職が期待される**。

### 佐賀県基本計画

- 若年層の県外流出を防ぐため、新規高等学校卒業者の県内就職率60%以上を目標に据え、**県内企業情報を掲載したPR資料を全高校生に配布**するほか、**製造業の現場職員を学校に派遣**したり、**高校生にもものづくりを体験する機会を提供**。また、**雇用確保に苦心している事業者へ専門家を派遣し、就労条件改善や雇入れ支援を実施**。この結果、2018年度では56.9%であった県内就職率が、2021年度には66.4%に上昇。

### 「人材重視経営」関連施策

社員が有する能力を最大限発揮することができる職場環境づくり（「人材重視経営」）は、企業の生産性向上や新規採用力の強化に資する施策。「人材重視経営」の普及に向けて、地方公共団体等において、例えば以下の取組が進められている。

- 中小企業支援ノウハウ等を有する「**地域コーディネーター**」が、地域の中小企業に**柔軟な働き方の導入による企業価値の向上等を支援**。【岐阜市】
- **働きやすい職場づくりやワークライフバランスの向上に取り組むことを宣言した県内企業について、そのレベルに応じた認証を付与**。認証企業の中から、**特に優れた取組を行っている企業を知事表彰**する制度。  
(例)「**いわて子育てにやさしい企業等表彰**」【岩手県】  
「**女性のチカラを生かす企業認証制度**」【宮城県】  
「**福島県次世代育成支援企業表彰**」【福島県】等
- **健康経営の普及に向けた顕彰制度**。  
(例)「**横浜健康経営認証制度**」【横浜市】  
「**健康づくりチャレンジ企業**」【兵庫県】等

## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (地方公共団体等による取組例：カーボンニュートラル)

### 静岡県基本計画

- 「県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野」を地域の特性及び活用する分野に設定。
- 県内企業等を対象とした、小水力発電やバイオマス発電、熱利用設備の導入に係るFS調査や設備導入等への補助事業を通じて、地域資源である水力、バイオマス、温泉熱等を活用したエネルギー事業への参入やエネルギー機器・部品の開発を促進。
- 今後は、大企業が目指すサプライチェーン全体での脱炭素化に対応し、県内中小企業の脱炭素化や省エネ支援の体制を構築するため、2022年4月に県産業振興財団内に開設した「企業脱炭素化支援センター」において、脱炭素化に関心があっても着手できていない中小企業等への相談・支援を進めていく。

### 滋賀県基本計画

- 「滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野」を地域の特性及び活用する分野に設定。
- 「温暖化対策」と「エネルギー政策」を統合した「CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課」を総合企画部に設置（2021年度）するとともに、関連する事業の円滑な推進を図るための基金を創設（2022年度）することで政策を総合的かつ有機的に推進する体制を整えた。
- 基金の活用により、中小企業の脱炭素化を転機と捉えた新たなチャレンジへの支援のほか、企業のCO<sub>2</sub>削減に資する技術開発や県内をフィールドにした近未来の社会実装に向けた実証試験への支援に取り組んでいる。
- 「滋賀県産業支援プラザ」では、中小企業における省エネ診断の実施から脱炭素化に向けた計画の策定、省エネ・再エネ設備の導入等をワンストップで支援している。

## 2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組 (地方公共団体等による取組例：デジタル化、DX)

### 群馬県基本計画

- デジタル技術を活用した「稼ぐ力」の向上を目指し、**IoT・AI・ロボット・5G等のデジタル技術を導入してスマートファクトリー化を目指す県内中小企業をワンストップで支援するデジタルソリューションラボを設置**するなど、ものづくりイノベーションを推進している。
- 次代を見据えた産業構造強化のため**官民共創のプラットフォーム「ぐんまイノベーションLAB」を中心に、デジタルを活用した産業創出のエコシステム確立**に取り組んでいる。
- 多様な人材の活躍を促進するため、**企業のDX等を推進する人材の育成や小中高生向けのクリエイティブ人材の育成等に取り組む「tsukurunGUNMA CREATIVE FACTORY」を設置**するなど、クリエイティブ拠点化の実現に向け取り組んでいる。
- 県内中小企業のデジタル技術を活用した製品開発や地域課題の解決に向けた技術開発を支援**するため、「ぐんまDX技術革新補助金」（研究開発に要する経費を最大500万円補助）等の措置を講じた。
- 2022年度には**最先端テクノロジーの実用化やデジタルを活用した新ビジネス創出などの未来を見据えた投資を後押し**するため「ぐんまデジタルイノベーション加速化補助金」（人件費等の経費を最大3,000万円補助（補助率：2/3以内））等の措置を講じた。

### 島根県基本計画

- プログラミング言語（Ruby）の開発者が在住していることを強みとして、早い時期からITスキルに触れてもらうべく、地元の**小学生から大学生までを対象にRubyの活用方法等を教える教室・合宿を実施**。また、文系学生にもITスキルを身につけてもらうべく、**e-learning講座を提供したり、IT企業との交流の機会を提供**するなどしている。
- Rubyを軸にIT産業振興振興に努めてきた結果、IT関連企業の立地が増加している。

### 長野県佐久地域基本計画

- 長野県工業技術総合センター環境・情報技術部門では、**「AI活用/IoTデバイス事業化・開発センター」による技術実装サポート**や、2018年度に設立した「生産現場IoT技術研究会」を通じて、**AI・IoTに関する技術講習会やIoT利活用の共同研究等を実施**。
- 公益財団法人長野県産業振興機構では、2021年度より**ITベンダーを交えた実践的なIoT導入手法を実際の製造現場で学ぶ研修を実施**し、事業者の課題に応じたIoTの導入を支援。

# (参考) 地域DX促進活動支援事業 (経済産業省 予算事業)

- 2022年度より、地域の企業が抱える課題に精通した産学官の専門家や地域の金融機関によるDX支援体制 (支援コミュニティ) を先行的に整備する取組を支援。現在、27の支援コミュニティを創出。

## 埼玉県DX推進支援ネットワーク

- 埼玉県では、2020年に新型コロナウイルス感染症と共存できる強い埼玉県経済を作っていくことを目的に国、県内経済・産業界が連携し知事直轄の「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を設置。本会議を起点として、**県が主導し、県内企業のデジタル実装を加速するため、計27団体が連携した「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を設立。**
- **20社の地域企業 (製造業、運輸業、卸売業、建設業等) へ「課題分析・戦略策定」の支援を実施。**そのうち**10社に対しては支援企業のニーズにマッチするソリューションを調査・選定し「ITベンダーとのマッチング」も実施**した。本支援を通じて、支援先企業の経営者等がDXの重要性を改めて認識し、県内企業の変革への素地ができるに至った。
- **2023年度以降の継続的な支援のため、埼玉県のDX支援事業と統合**することでより効果的な支援をしていく。

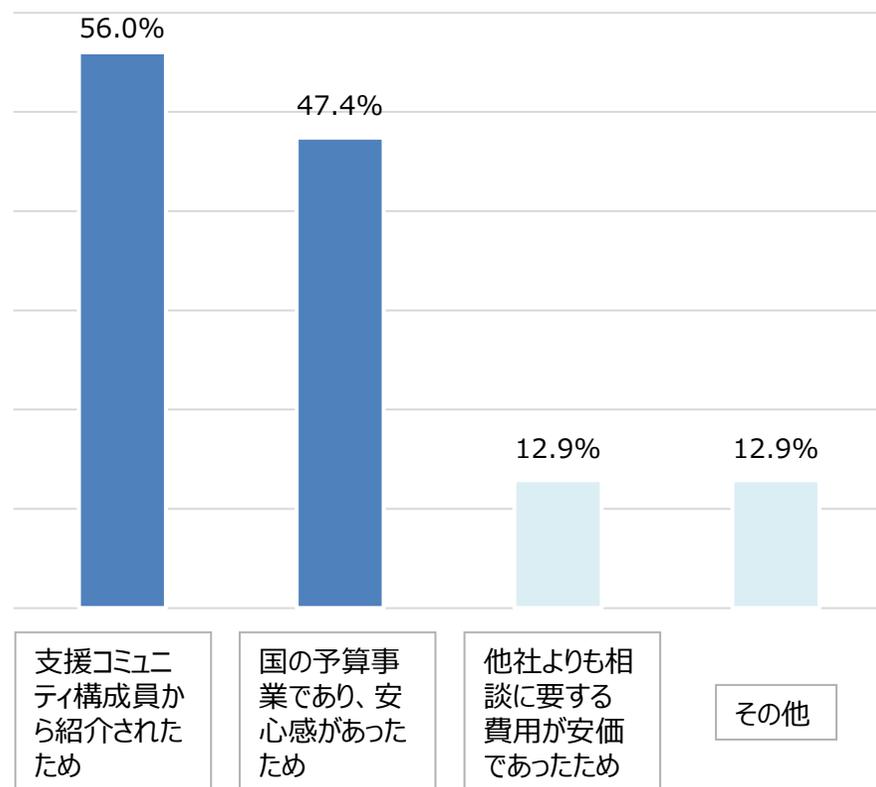
## しまね地域DX拠点

- 島根県の外郭団体である「しまね産業振興財団」が中心となり、地域において専門的知見を有する企業・団体に声をかけ、**計11団体が連携した「しまね地域DX拠点」を設立。**
- **9社の地域企業 (製造業、卸売業、観光業等) へ「課題分析・戦略策定」の支援を実施。**さらに県内企業のDX機運の醸成を目的に、DXの実践的な導入方法や実施事例などを紹介するセミナーを計5回開催。本セミナーを契機として、地域企業からのDXに関する相談も増加。
- **民間では費用対効果が悪く支援が困難な中山間地域、離島地域の企業も支援先として選定。**
- 今後は、**県の「デジタルイノベーション推進事業」の予算を活用しながら、デジタル化推進アドバイザーの設置、IT経営相談会、Webマーケティング相談会、専門家派遣事業など、DXの相談対応機能を強化**する。これにより、本格的にDXに取り組みたい企業には、当拠点のネットワークによってITベンダー等とのマッチングを図る。

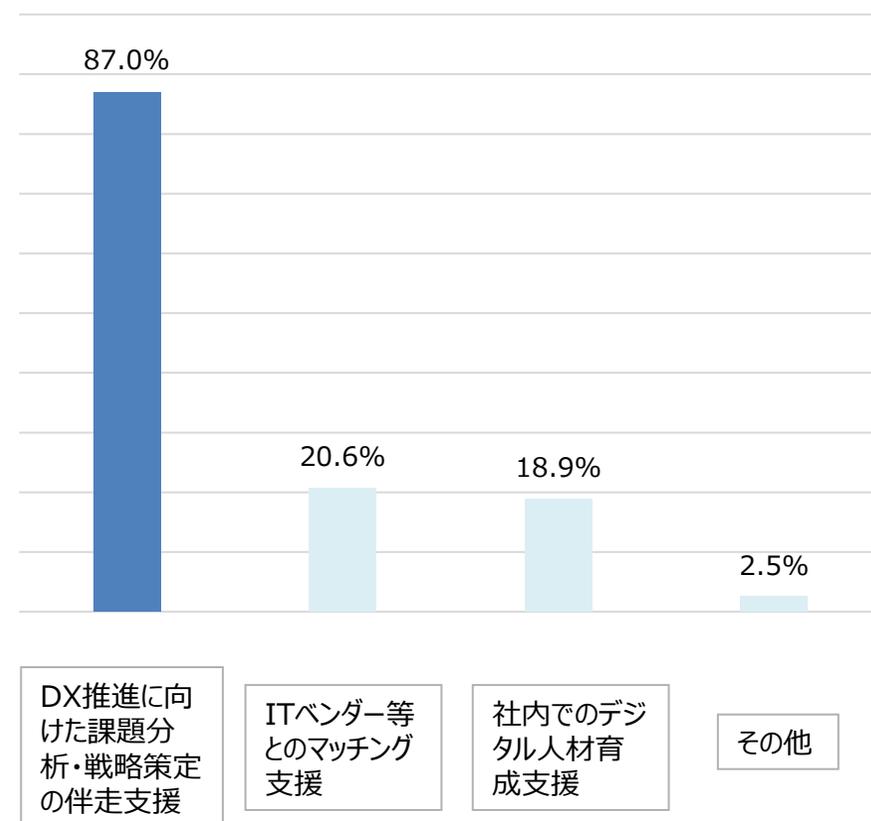
# (参考) 地域DX促進活動支援事業に対する評価

- 支援コミュニティの支援を受けた企業に対する調査（116社から回答）によると、支援コミュニティに相談した理由として、「身近な支援機関からの紹介」（56%）や「**安心感**」（47%）との回答が多かった。
- なお、支援コミュニティから受けた支援内容は「戦略策定の伴走支援」が約9割。

### 支援コミュニティに相談した理由



### 支援コミュニティから受けた主な支援内容



(出典) 経済産業省調査（2023年）

(注) 複数回答可能な設問の回答数を集計しているため、回答企業数とは一致しない。